

4. 地域別応急復旧期・復興期まちづくり

(1) 御坊地域

1) 災害・被害の予測

本地域は、市役所やその他行政施設、商業施設などが国道42号沿道に集積しており、また、日高川河口部には古くから栄えてきた寺内町が形成され、多くの市民が居住しています。

可住地はほぼ平坦部であります。本地域のうち約76%にあたる396haが浸水想定区域となっており、さらに1m以上の浸水深のエリアは約229ha、地域の約43%を占めることに加え、寺内町を中心に老朽化した木造住宅が密集していることから、地震の揺れや家屋倒壊、火災が想定されるなど、市内で最も大きな被害が想定されています。

本地域の全半壊は約5200戸と想定しました。

意向調査では、本地域は被災によって、市外へ約20%の人が転居、約33%の人が自主再建の意思なし（公営住宅への入居）と回答しています。

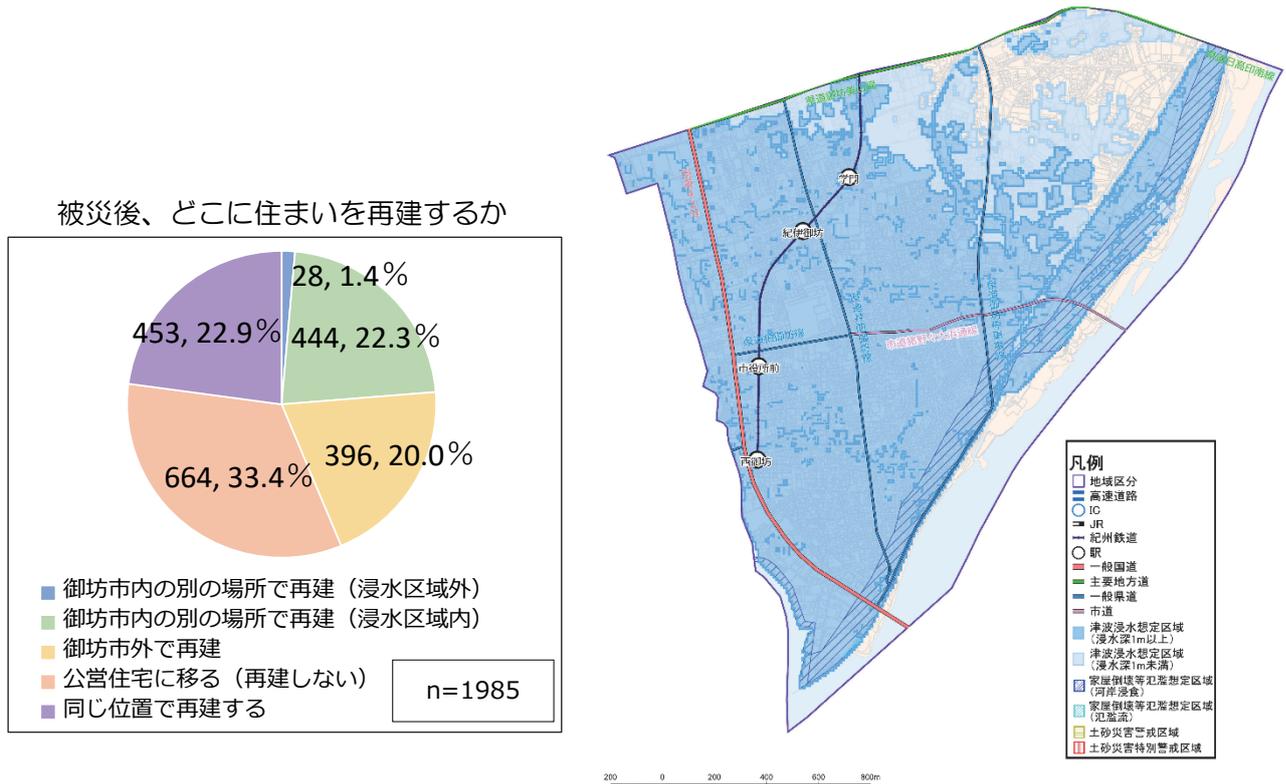
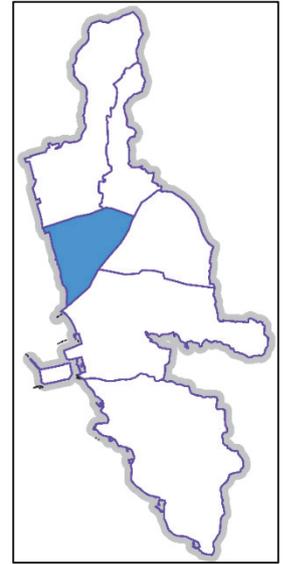


図 アンケート結果と災害リスク（御坊地域）

2) 応急復旧期のまちづくり方針

- ・ 応急仮設住宅の必要戸数は約 2700 世帯 (25.8ha) と試算されています。地域内の可住地の大半は浸水想定区域内であるため、必要戸数をまかなえません。そのため、応急仮設住宅は地域内の浸水想定区域外 (5ha)、それ以外は他地域 (藤田 10ha、湯川 5.8ha、市外 5ha) を候補地とします。
- ・ 災害廃棄物の発生量は約 66 万 t、災害廃棄物用地の必要面積を約 29ha と試算されています。災害廃棄物用地は、地域内でまかないます。(災害危険区域に指定 約 30ha)
- ・ 被災後、迅速な国道 42 号 (国交省)、県道御坊美山線及び県道日高印南線 (和歌山県) の道路啓開を目指します。

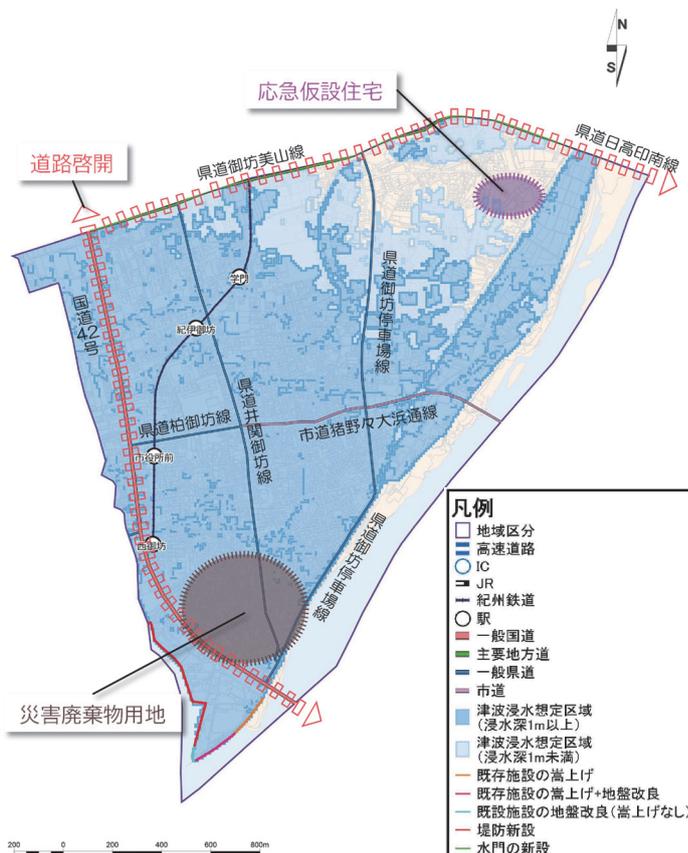


図 応急復旧期のまちづくりイメージ図 (御坊地域)

3) 復興期のまちづくり方針

- ・ 地域内で必要な新規復興住宅地は約 930 世帯、(19.3ha)、災害公営住宅は約 1150 戸 (6.2ha) と試算されています。
- ・ 市街地を県道御坊美山線にシフトすべく県道に擦り付けるよう約 50ha を高盛土し、上面整備として新規復興住宅地用地、災害公営住宅用地に都市機能を付加した開発エリア (新市街地) を設けます。新市街地は、国道 42 号、県道御坊美山線にアクセスしやすいよう補助幹線道路、街区内道路を整備します。
- ・ 高盛土以南は、被災状況に応じ災害危険区域の指定を検討します。
- ・ 高盛土以南にある県道柏御坊線、市道猪野々大浜通線、県道御坊停車場線に接道するエリアを「土地利用調整エリア」とし、接道条件が良いことから商業業務系土地利用など、非居住地としての都市機能の誘導を検討します。
- ・ 災害廃棄物用地の跡地は、(仮称) 防災歴史公園として再整備 (約 62ha) します。

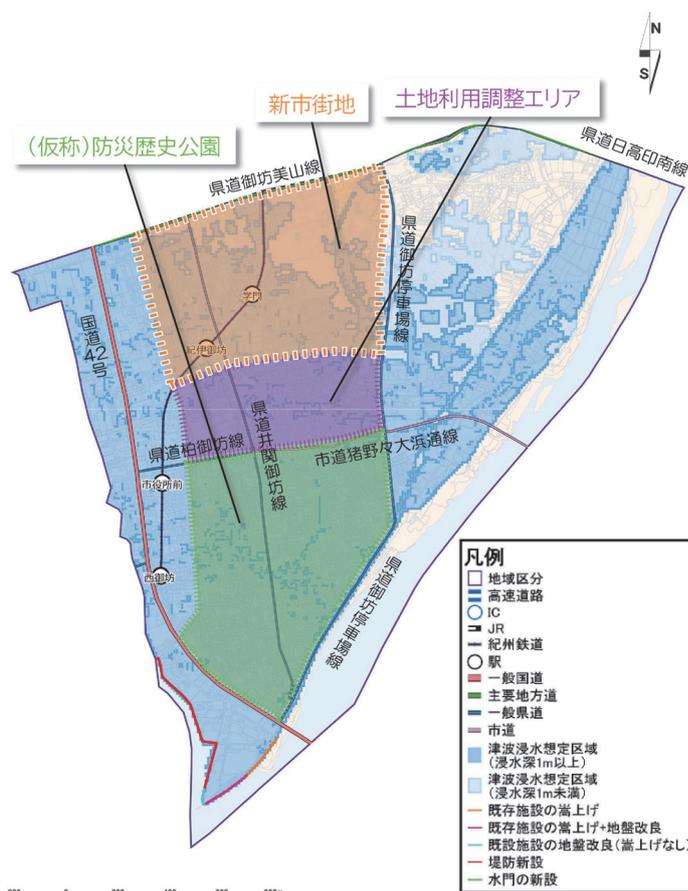


図 復興期のまちづくりイメージ図 (御坊地域)

(2) 湯川地域

1) 災害・被害の予測

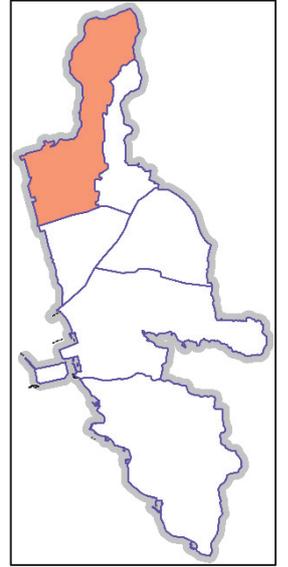
本地域は、市域の最北に位置し、JR 御坊駅を含み、JR 紀勢本線以北はおおむね山地・丘陵地となっており、土砂災害警戒区域が多数存在しています。

可住地の平坦部は、国道 42 号西側沿道が浸水想定区域となっていますが、御坊駅前に約 10ha 以上の広大な農地が広がっています。

浸水想定区域は、区域内の約 18%であり、地域においては地震の揺れによる土砂災害と津波浸水被害が想定されています。

本地域の全半壊の戸数は約 670 戸と想定しました。

意向調査では、本地域は被災によって、市外へ約 15%の人が転居を希望し、約 27%の人が自主再建の意思なし（公営住宅への入居）と回答しています。



被災後、どこに住まいを再建するか

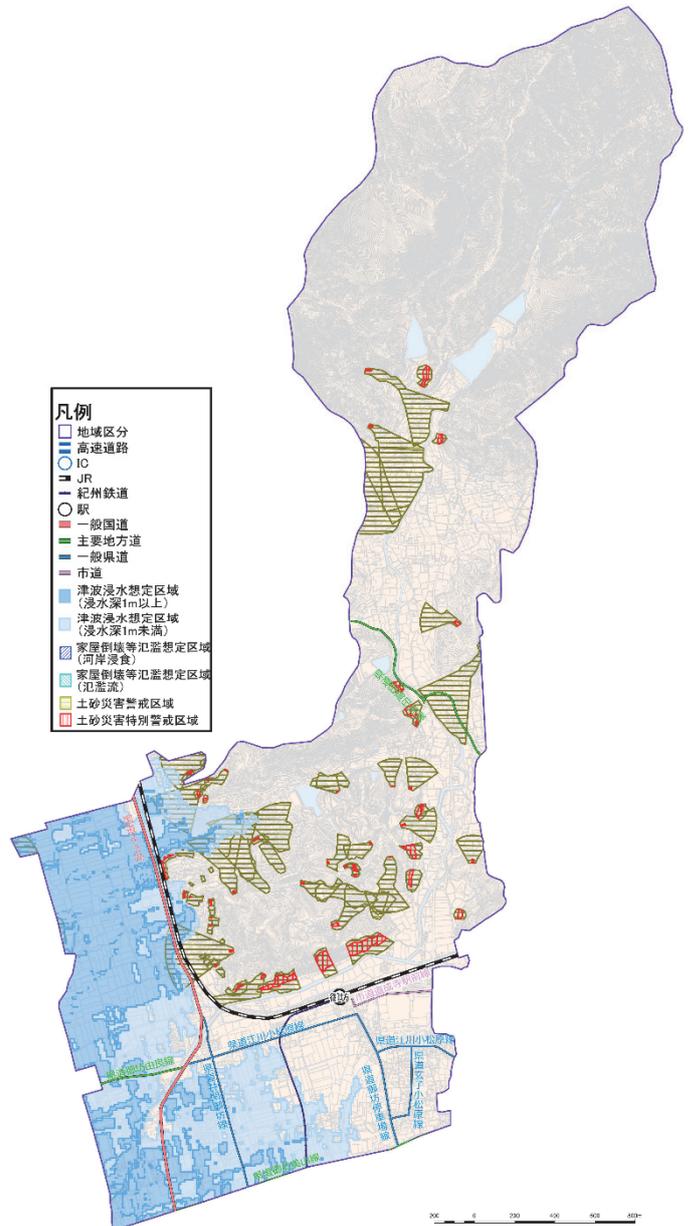
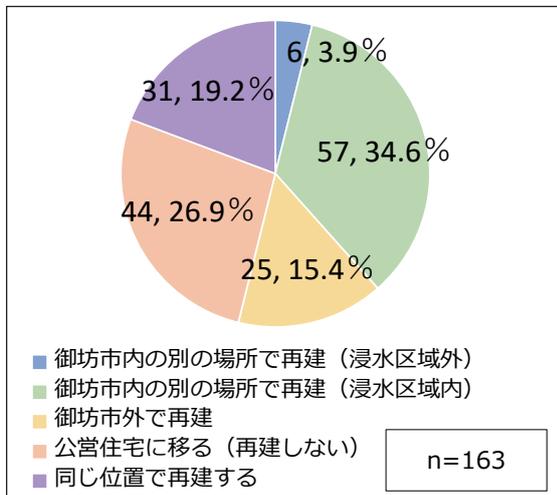


図 アンケート結果と災害リスク（湯川地域）

2) 応急復旧期のまちづくり方針

- ・ 応急仮設住宅の必要戸数は約 900 世帯（約 8.5ha）と試算されています。JR 沿線（山側）のうち、土砂災害のリスクが低い平坦部の農地を本地域の仮設住宅用地候補地とします。
- ・ 災害廃棄物の発生量は約 9 万 t、災害廃棄物用地の必要面積は約 4ha と試算されており、本地域の災害廃棄物用地は、国道 42 号沿道の浸水想定区域内を候補地とします。
- ・ 被災後、迅速な国道 42 号（国交省）、県道御坊美山線（和歌山県）の道路啓開を実施します。

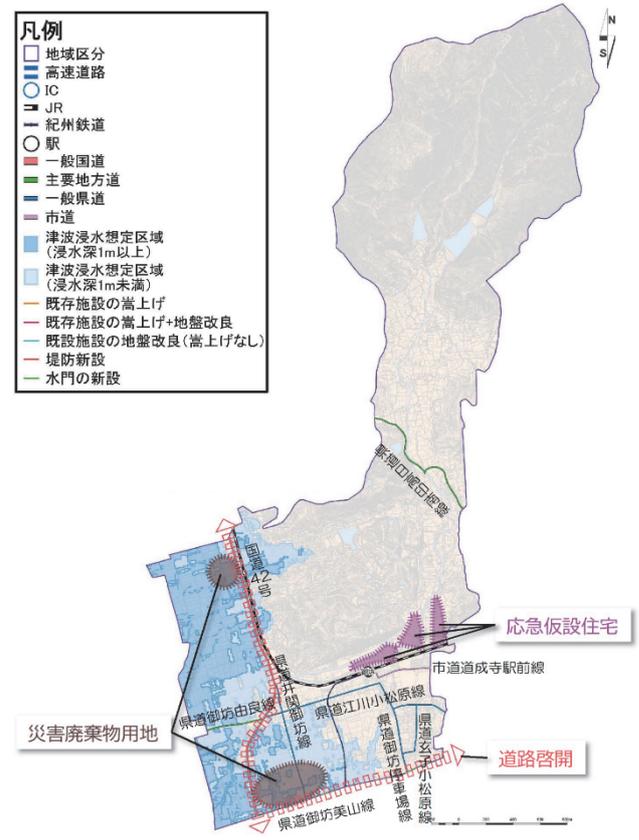


図 応急復旧期のまちづくりイメージ図（湯川地域）

3) 復興期のまちづくり方針

- ・ 本地域内で必要な新規復興住宅地は約 100 世帯（約 2ha）、災害公営住宅は約 330 戸（約 2ha）と試算しました。ただし、JR 御坊駅前の開発に伴いマンション等の配置方針があれば上記から除くこととします。
- ・ 現在、農業振興地域農用地に指定されている、JR 御坊駅前周辺で、都市拠点開発を実施します。（ただし、被災前に市街地開発が進展していることが本計画では最善と考えています。）

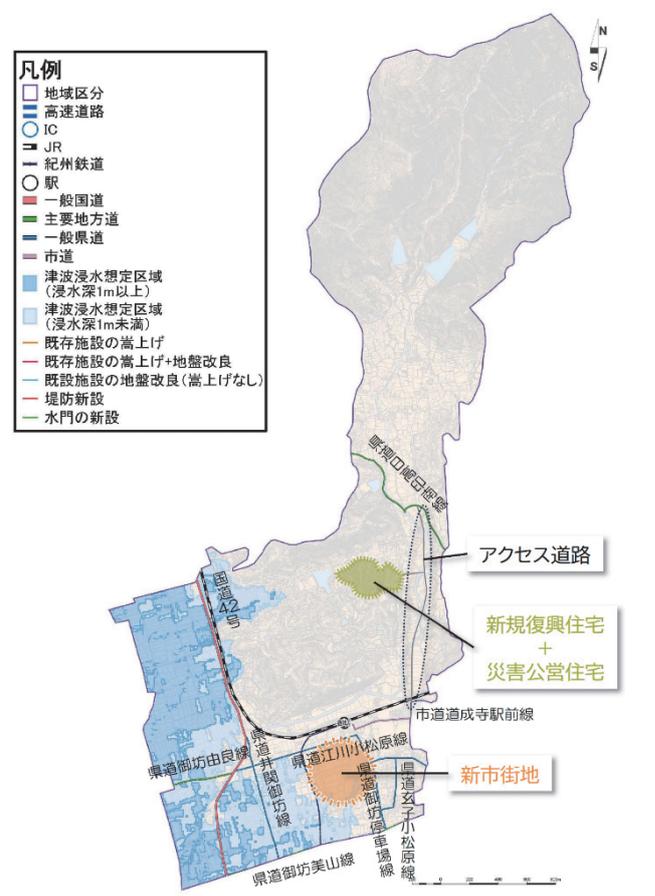


図 復興期のまちづくりイメージ図（湯川地域）

(3) 藤田地域

1) 災害・被害の予測

本地域は、市域の北東に位置し、JR 道成寺駅を含み、JR 紀勢本線以北はおおむね山地・丘陵地となっており、土砂災害警戒区域が多数存在します。

可住地の平坦部は、地域南側の一部に浸水想定区域が存在しますが、ほとんどが浸水深 1m 未満であり、それほど津波被害を受けません。

また、地震の揺れやそれに関連する家屋倒壊、火災が想定されています。

本地域の全半壊の戸数は約 300 戸と想定しました。

※意向調査は津波浸水深 1m 以上の世帯へ配布したため、本地域は対象外

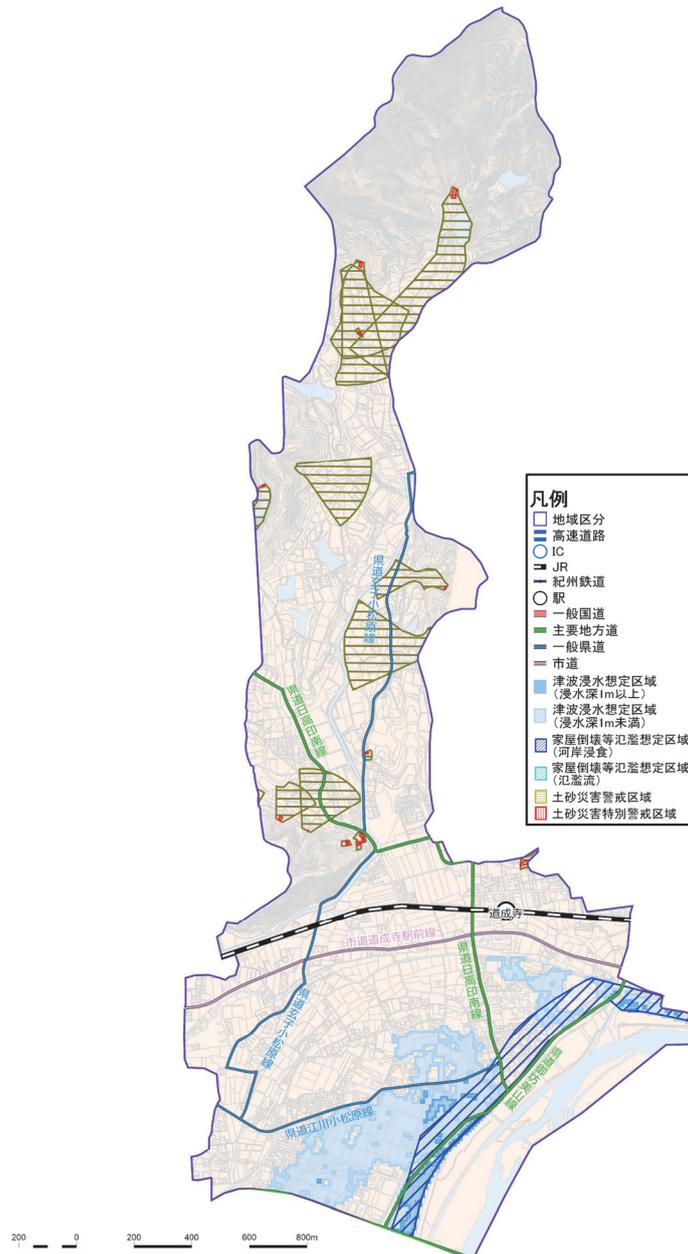
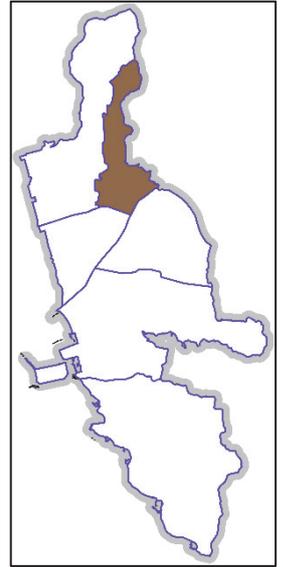


図 災害リスク (藤田地域)

2) 応急復旧期のまちづくり方針

- ・ 応急仮設住宅の必要戸数は約 440 世帯分 (4.2ha) と試算されるため、JR 道成寺駅南の農地を候補地とします。
- ・ 災害廃棄物の発生量は約 4 万 t、災害廃棄物用地の必要面積は約 2ha と試算されています。
- ・ 地域内のほとんどが浸水想定区域外であり土地の有効活用を図る必要があるため、当該地域内に災害廃棄物用地を設置しないこととします。そのため、地域外 (もしくは市外) へ災害廃棄物を運び出す必要があります。(4.6ha)

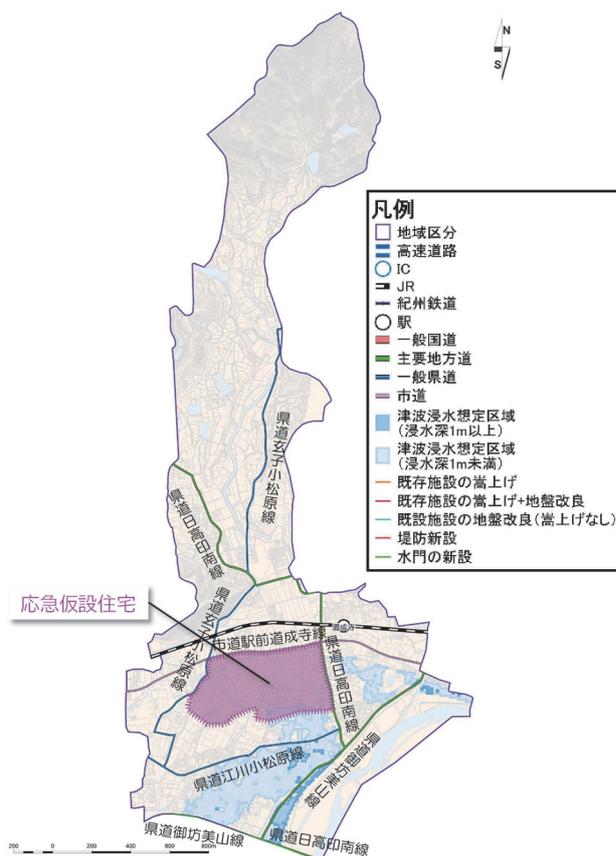


図 応急復旧期のまちづくりイメージ図 (藤田地域)

3) 復興期のまちづくり方針

- ・ 地域内は浸水想定区域外であり、原則、現位置再建とするため、必要な新規復興住宅地は無しとします。また、災害公営住宅は約 260 戸 (1.4ha) と試算されるため、JR 道成寺駅南の農地を候補地とします。
- ・ JR 道成寺駅前を地域拠点化し、御坊駅、国道 42 号へのアクセスを強化します。

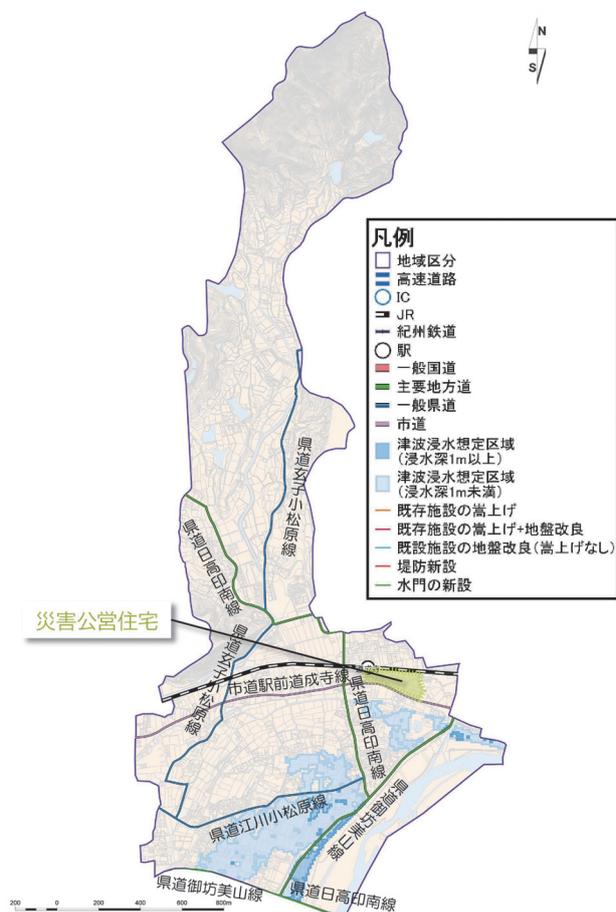


図 復興期のまちづくりイメージ図 (藤田地域)

(4) 野口地域

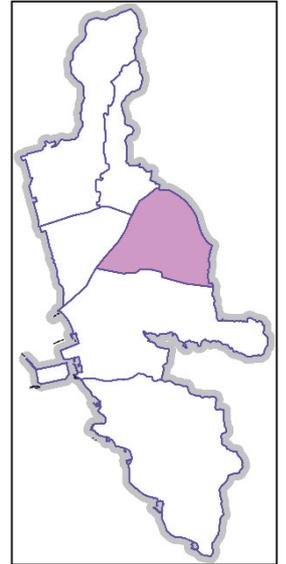
1) 災害・被害の予測

本地域は、御坊南 IC 及び御坊 IC 以北はおおむね山地・丘陵地となっており、土砂災害警戒区域が多数存在します。

浸水想定区域は、区域内の約 13% であり、地域においては地震の揺れによる土砂災害と津波浸水被害が想定されています。

本地域の全半壊は約 300 戸と想定しました。

意向調査では、本地域は被災によって、市外へ約 33% の人が転居、約 11% の人が自主再建の意思なし（公営住宅への入居）と回答しています。



被災後、どこに住まいを再建するか

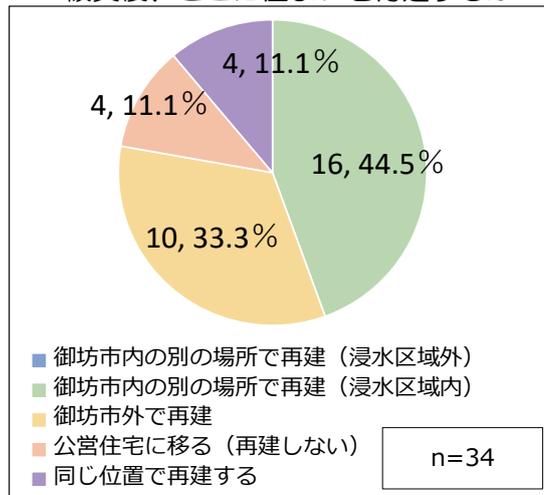


図 アンケート結果（野口地域）

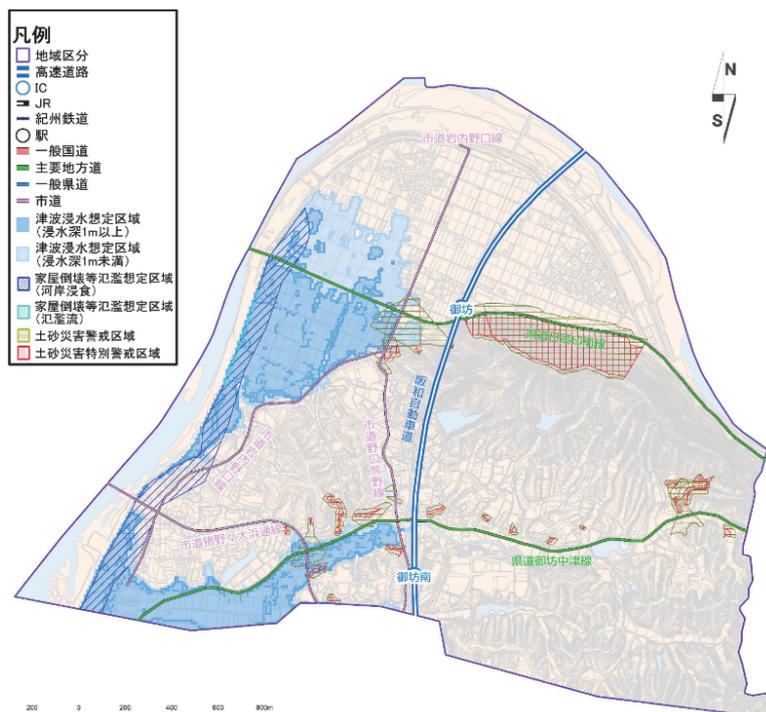


図 災害リスク（野口地域）

2) 応急復旧期のまちづくり方針

- ・ 応急仮設住宅の必要戸数は約 250 世帯分 (2.4ha) と試算されており、御坊 IC 周辺の農地を候補地とします。
- ・ 災害廃棄物の発生量は約 4 万 t、災害廃棄物用地の必要面積は約 2ha と試算されており、日高川沿いの堤内地の農地を候補地とします。
- ・ 御坊 IC 隣接地へ災害拠点基地を建設し、応急仮設住宅 (2.4ha) を設けます。

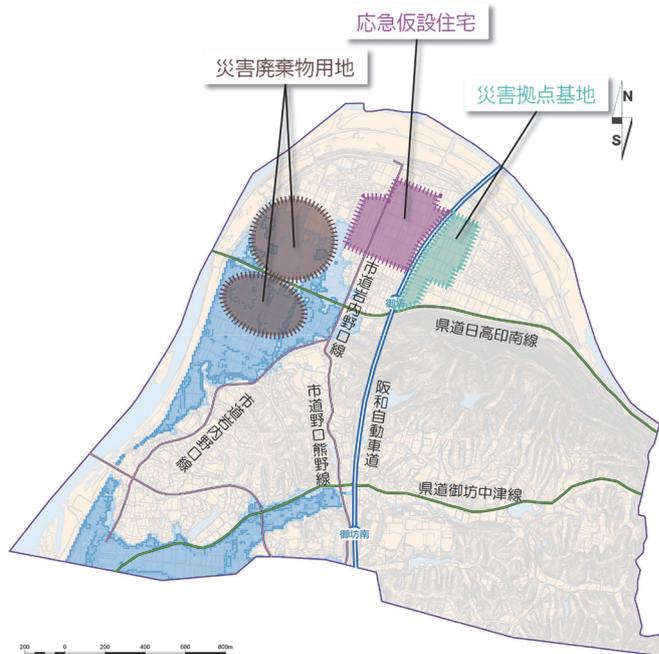


図 応急復旧期のまちづくりイメージ図 (野口地域)

3) 復興期のまちづくり方針

- ・ 地域内で必要な新規復興住宅地は約 20 世帯、 (0.4ha) と試算されており、嵩上げ等が不要な農地を候補地とします。災害公営住宅については、試算された数が1棟に満たないため他地域でまかさないです。
- ・ 御坊 IC 隣接地へ拠点 (防災拠点機能を併せ持つ新都市拠点など) を整備します。
- ・ 御坊 IC と御坊南 IC への連絡道路を強化します。

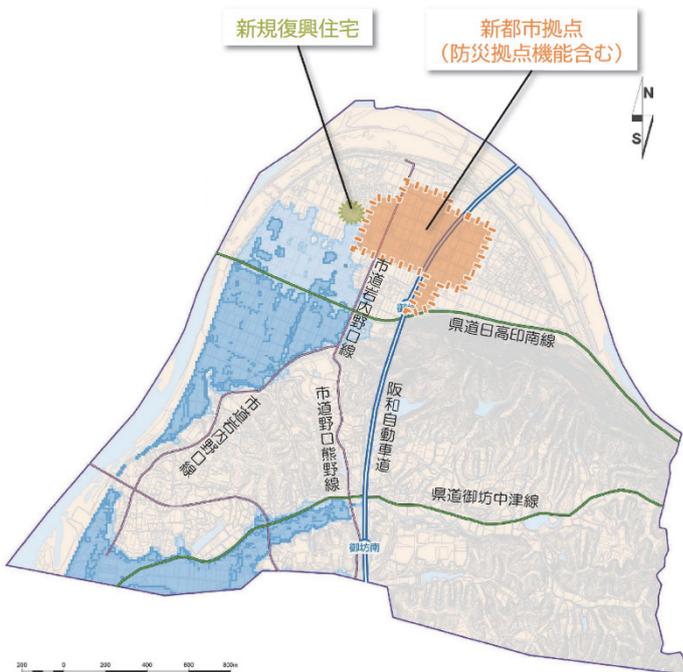


図 復興期のまちづくりイメージ図 (野口地域)

(5) 塩屋地域

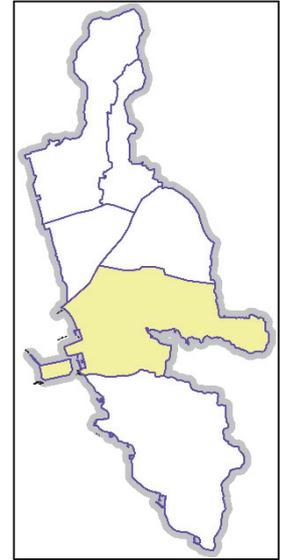
1) 災害・被害の予測

本地域は、関西電力御坊火力発電所や日高港湾など本市の産業を支える施設があり、海岸沿いの国道42号沿線に人口が集積しています。

浸水想定区域は、区域内の約20%であり、さらに1m以上の浸水深のエリアが約206haと、地域の約12%を占めることに加え、地域においては地震の揺れによる土砂災害が想定されています。

本地域の全半壊は約1494戸と想定しました。

意向調査では、本地域は被災によって、市外へ約22%の人が転居、約20%の人が自主再建の意思なし（公営住宅への入居）と回答しています。



被災後、どこに住まいを再建するか

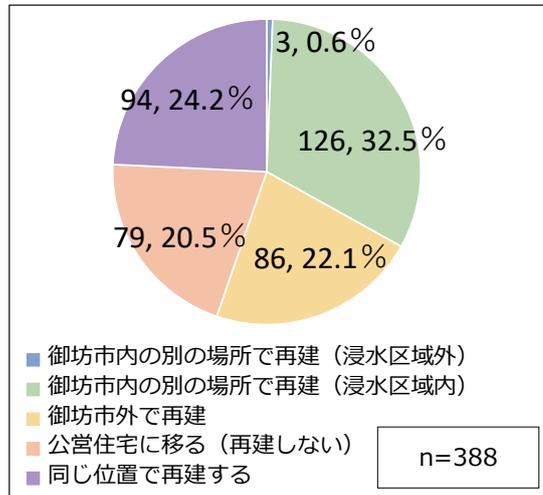


図 アンケート結果（塩屋地域）

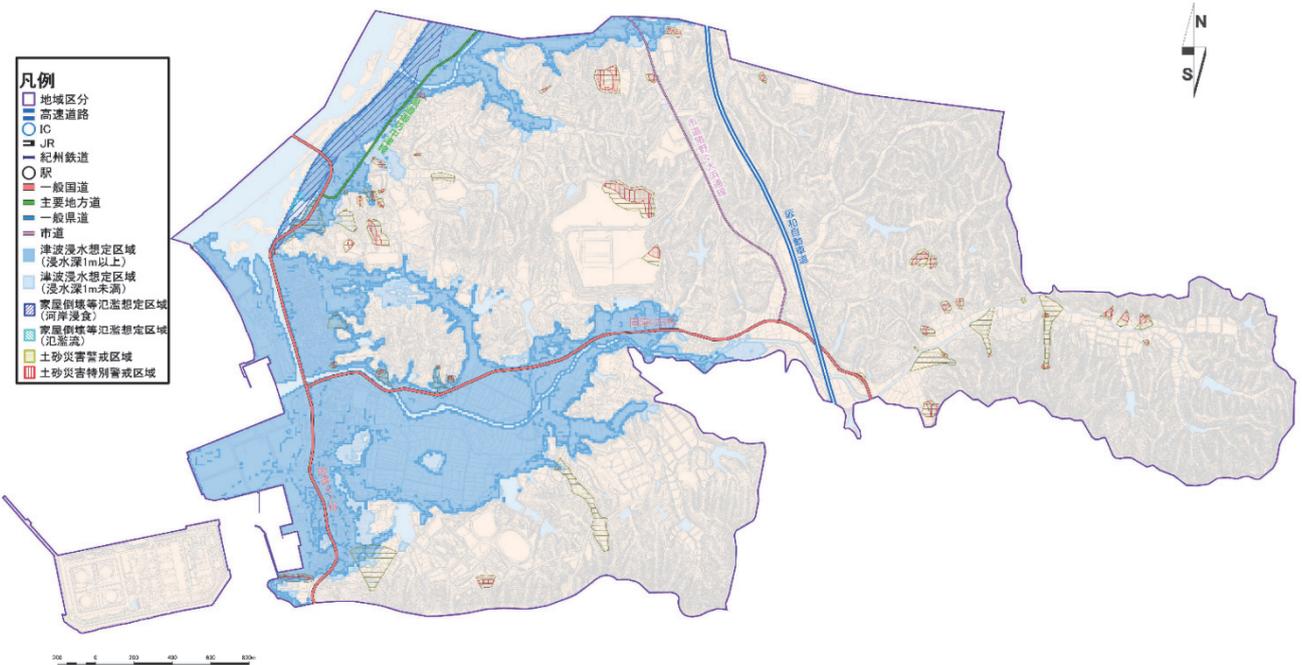


図 災害リスク（塩屋地域）

2) 応急復旧期のまちづくり方針

- ・ 応急仮設住宅の必要戸数は約 620 世帯分 (5.9ha) と試算されています。
- ・ 災害廃棄物の発生量は約 20 万 t、災害廃棄物用地の必要面積は約 9ha と試算されており、災害廃棄物用地は、日高港付近の港湾施設を避けた雑種地を候補地とします。
- ・ 御坊総合運動公園へ応急仮設住宅 (グラウンド部分 2ha、残り野口地域へ 4ha) を設け、災害廃棄物用地は海岸を候補地とします。(4.0ha)

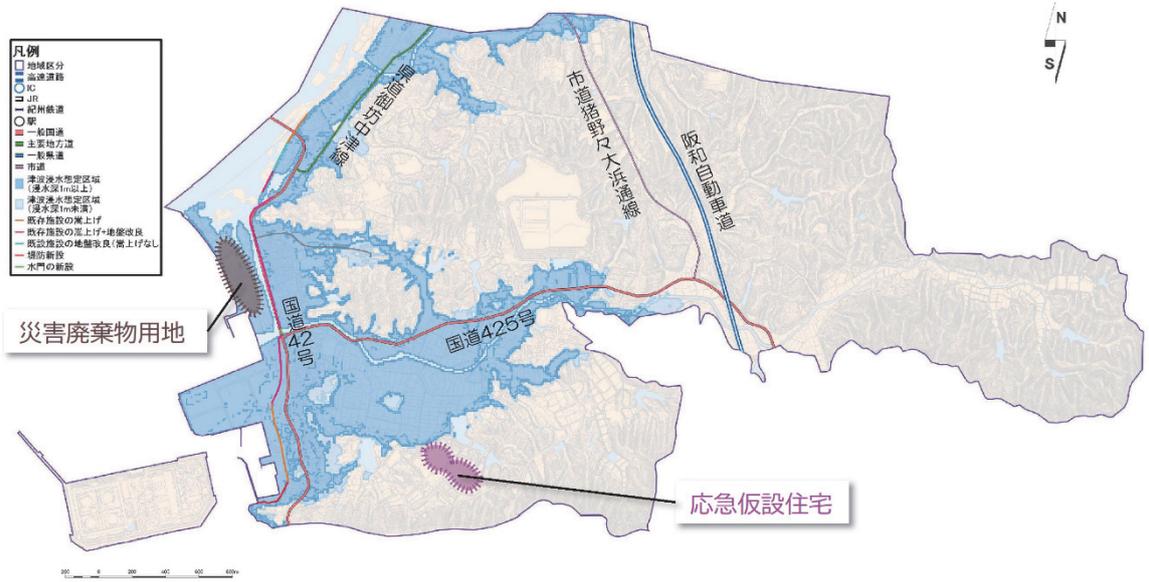


図 応急復旧期のまちづくりイメージ図 (塩屋地域)

3) 復興期のまちづくり方針

- ・ 地域内で必要な新規復興住宅地は約 230 世帯 (4.8ha)、災害公営住宅は約 210 戸 (1.2ha) と試算されています。
- ・ 国道 425 号沿いの山地を切土し、国道 42 号沿道へ高盛土造成を行い、切土部は産業用地もしくは住宅用地 (新規復興住宅地 (4.8ha)、災害公営住宅 (1.2ha)) とします。
- ・ 国道 42 号を堤防道路として整備します。
- ・ 国道 42 号と国道 425 号以南に囲まれた農地は、土壌改良し営農開始を目指します。

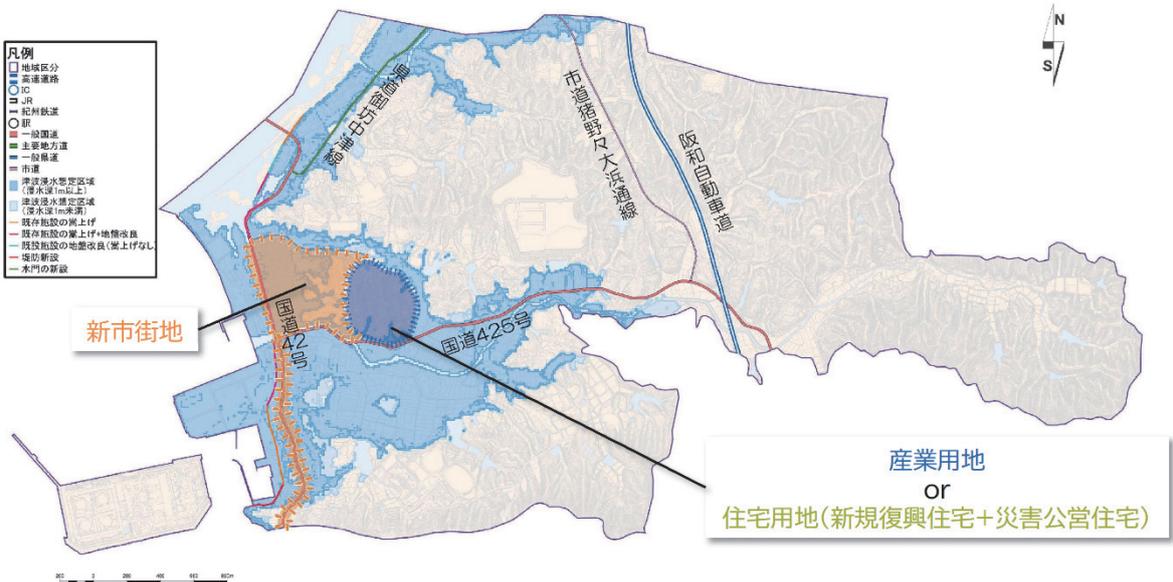


図 復興期のまちづくりイメージ図 (塩屋地域)

(6) 名田地域

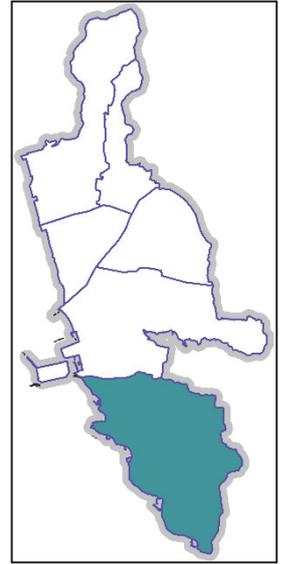
1) 災害・被害の予測

本地域は、市域の南に位置し、国道 42 号以東はおおむね山地・丘陵地となっており、土砂災害警戒区域が存在しています。

浸水想定区域は、区域内の約 12%であり、地域においては地震の揺れによる土砂災害と津波浸水被害が想定されています。

本地域の全半壊は約 766 戸と想定しました。

意向調査では、本地域は被災によって、市外へ約 24%の人が転居、約 5%の人が自主再建の意思なし（公営住宅への入居）と回答しています。



被災後、どこに住まいを再建するか

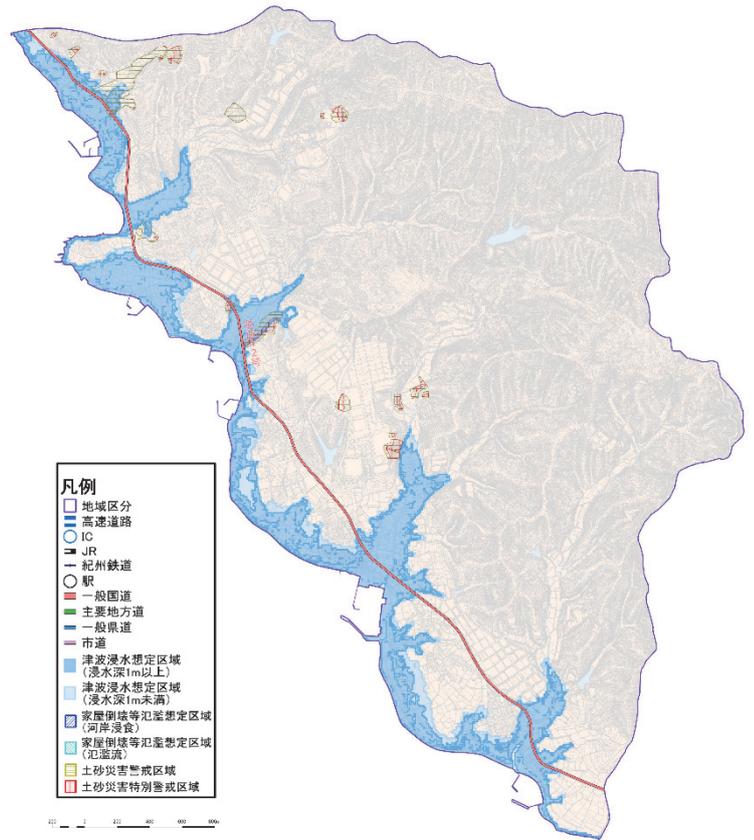
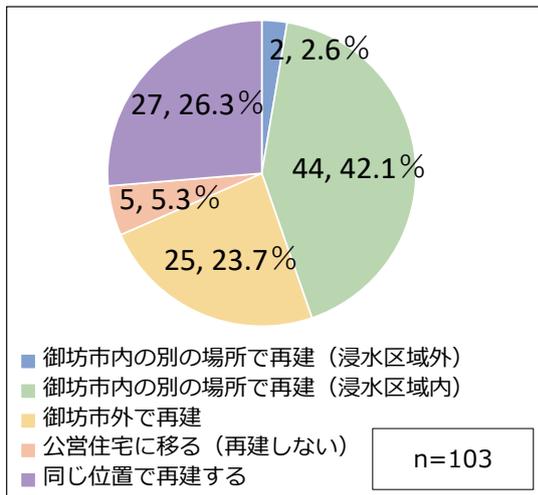


図 アンケート結果と災害リスク（名田地域）

2) 応急復旧期のまちづくり方針

- ・ 応急仮設住宅の必要戸数は約 400 世帯分 (3.8ha) と試算されており、被災集落付近の農地・雑種地を候補地とし分割設置します。
- ・ 災害廃棄物の発生量は約 10 万 t、災害廃棄物用地の必要面積は約 5ha と試算されており、集落付近の海岸の 3 エリアを候補地とします。
- ・ 当地域の農地はスターチス栽培など市の主力産業となっているため、ビニールハウスの現位置復旧を原則とします。

凡例

□	地域区分
■	高速道路
○	IC
≡	JR
—	紀州鉄道
○	駅
—	一般国道
—	主要地方道
—	一般県道
—	市道
■	津波浸水想定区域 (浸水深1m以上)
■	津波浸水想定区域 (浸水深1m未満)
—	既存施設の嵩上げ
—	既存施設の嵩上げ+地盤改良
—	既設施設の地盤改良(嵩上げなし)
—	堤防新設
—	水門の新設

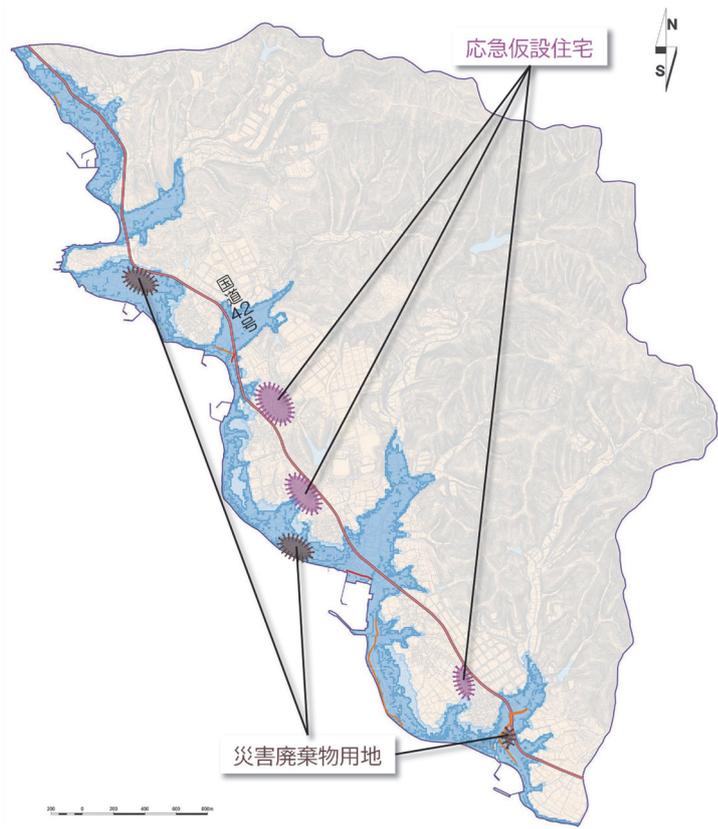


図 応急復旧期のまちづくりイメージ図 (名田地域)

3) 復興期のまちづくり方針

- ・ 地域内で必要な新規復興住宅地は約 70 世帯 (1.5ha) と試算されており、嵩上げ等が不要な農地を候補地し、災害公営住宅については、試算された数が1棟に満たないため、他地域でまかさないです。
- ・ 災害廃棄物用地跡地の公園化、サーフィンの聖地としての受け皿整備、ワーケーション施設の整備を推進します。
- ・ 各集落の拡張として浸水想定区域外へ新規復興住宅地 (1.5ha) を整備します。

凡例

□	地域区分
■	高速道路
○	IC
≡	JR
—	紀州鉄道
○	駅
—	一般国道
—	主要地方道
—	一般県道
—	市道
■	津波浸水想定区域 (浸水深1m以上)
■	津波浸水想定区域 (浸水深1m未満)
—	既存施設の嵩上げ
—	既存施設の嵩上げ+地盤改良
—	既設施設の地盤改良(嵩上げなし)
—	堤防新設
—	水門の新設

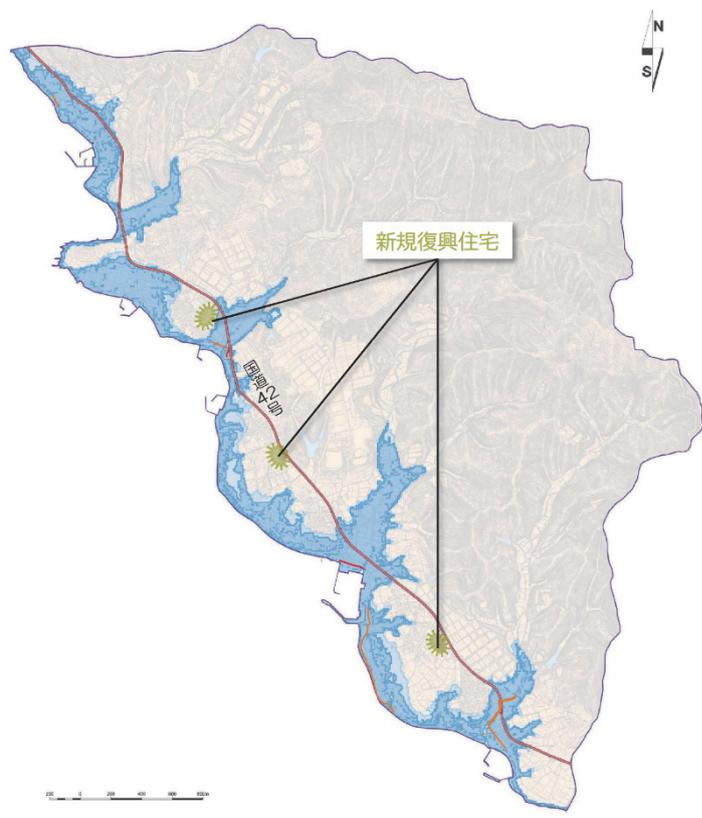
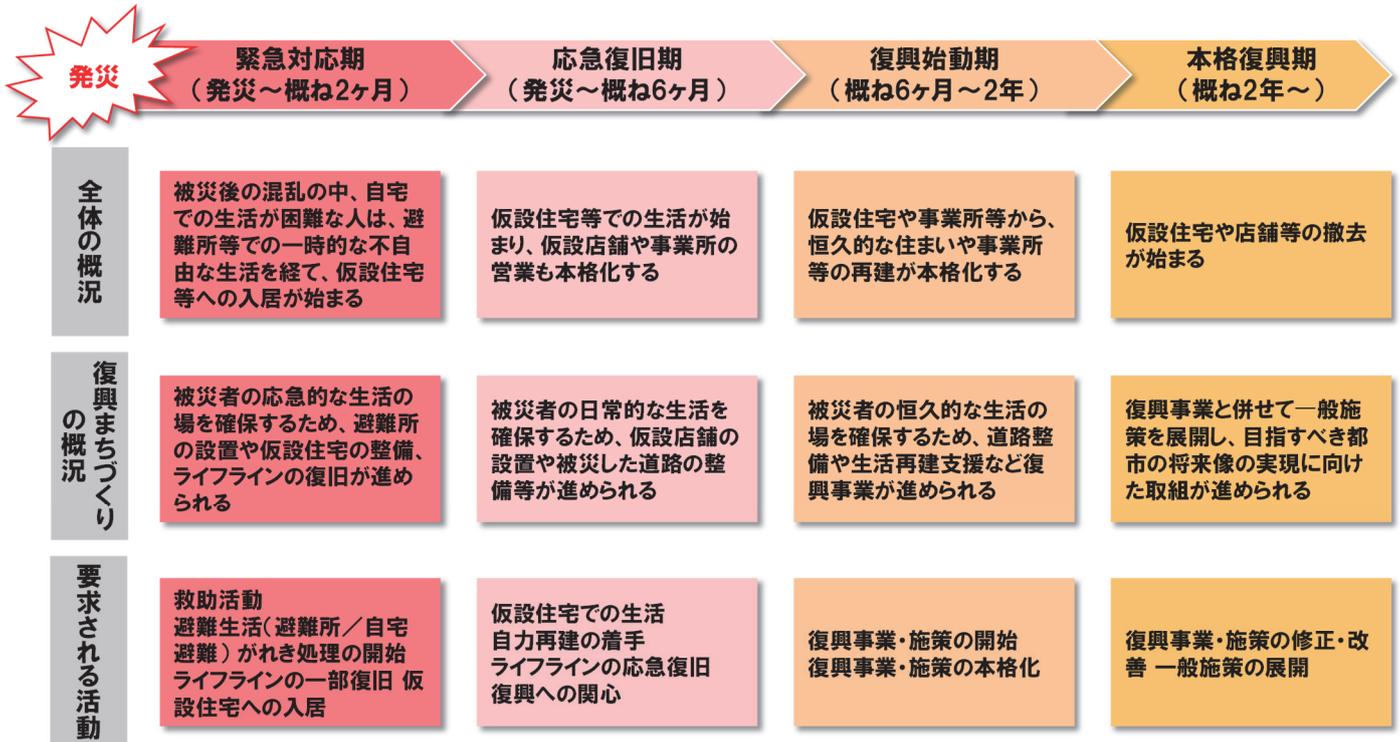


図 復興期のまちづくりイメージ図 (名田地域)

第4章 復興プロセス

1. 復興まちづくりのステップ

地震、津波等により本市に甚大な被害が発生した場合、本格的な復興までには多大な時間を要するため、発災後の時間的経過に伴う4つのステップを設定し、その時の状況に応じた復興まちづくりを進めていきます。



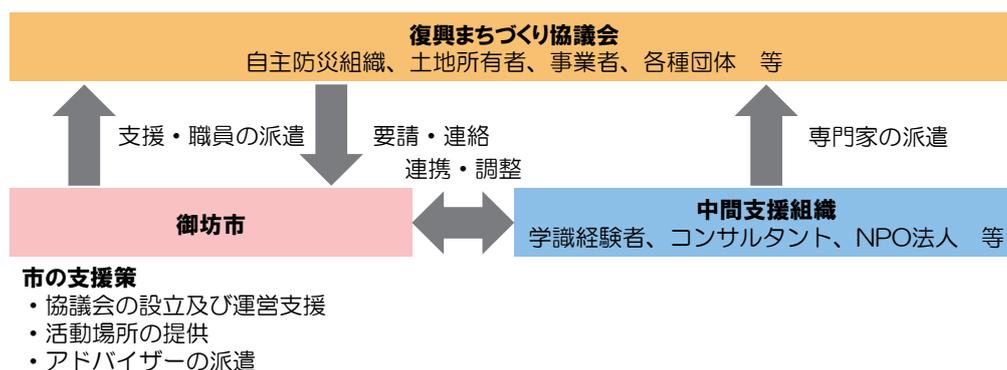
2. 復興まちづくり体制

(1) 協働による復興まちづくり体制

地震の揺れや津波の襲来により、建物の倒壊や道路等インフラ被害が面的に発生した地域では、復興後、同じ被害を発生させないためにも、地域が一体となった復興まちづくりを進める必要があります。

そのためには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であり、「復興まちづくり協議会」等の被災した各地域の復興まちづくりの方針等を検討するための組織が重要となります。

なお、組織の設立や運営については、地域住民等が主体となりますが、地域住民だけでは困難であると想定されるため、行政が支援するとともに、コンサルタントや学識者等をはじめとする中間支援組織の参画が必要となります。



■復興まちづくり協議会

被災地域の復興には、地域住民の主体的な参画が望まれます。また、過去の震災をみても、復興が完了するまでに相当の時間を要します。そのため、一日も早い復興を進めるためには、地域住民一人一人の自助努力に加え、地域住民が協力して復興に取り組んでいく組織をつくることが重要なポイントになります。地域が主体となった復興まちづくり体制としては、発災後に各地域の復興まちづくりの方針等を検討する「復興まちづくり協議会」が考えられます。自主防災組織等や被災住民が中心となり、地域の復興まちづくりを推進する「復興まちづくり協議会」を設置し、地域住民の意向把握や情報提供、復興まちづくり案の作成等を行います。

設置時期（目安）	発災後概ね2ヶ月～
主な活動場所	学校の空き教室、公民館等
構成メンバー	自主防災組織、被災した地域住民、地域の事業者、中間支援組織等
活動内容	地域住民への情報提供 地域住民の生活再建等の意向把握 復興まちづくりの範囲の設定 復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案

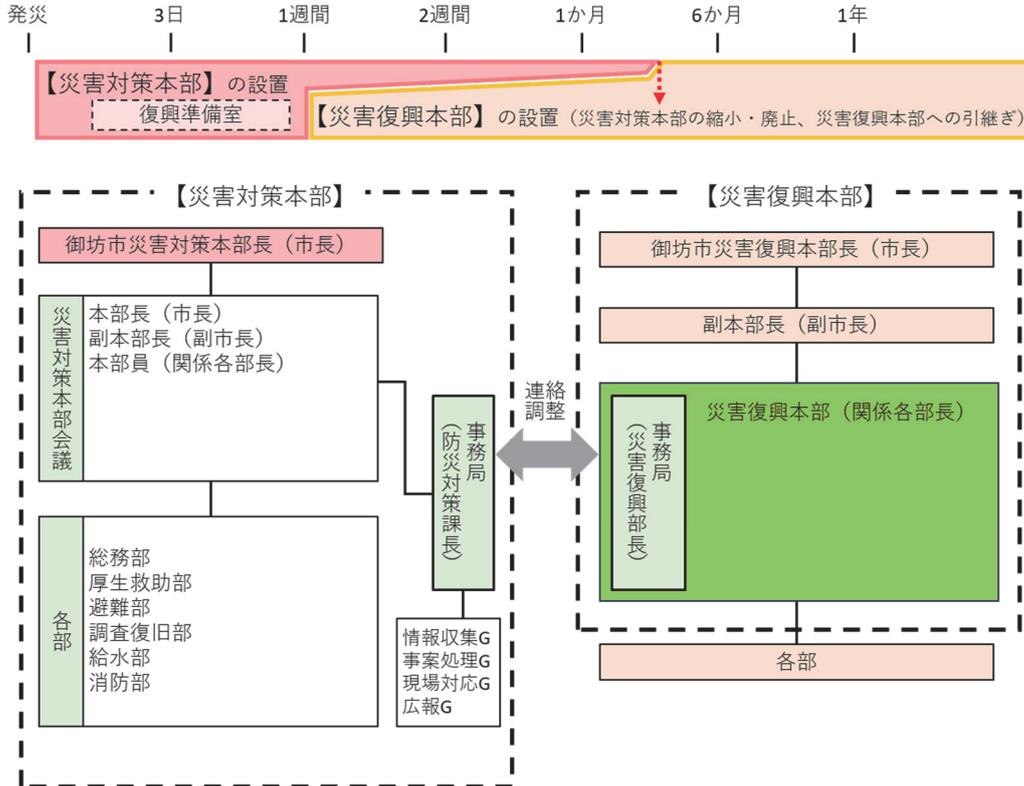
(2) 災害復興本部体制

災害対策本部と災害復興本部は、災害対応の期間が一部重複するため、災害対策本部関係会議開催後、続けて災害復興本部関係会議を開催するなど、効率的な会議運営に努めます。

また、復興の進め方に大きな影響を与える「がれき処理基本方針」、「応急的な住宅供給計画」、「広報・広聴」といった応急事業計画等については、両本部で特に緊密な連絡調整を行います。

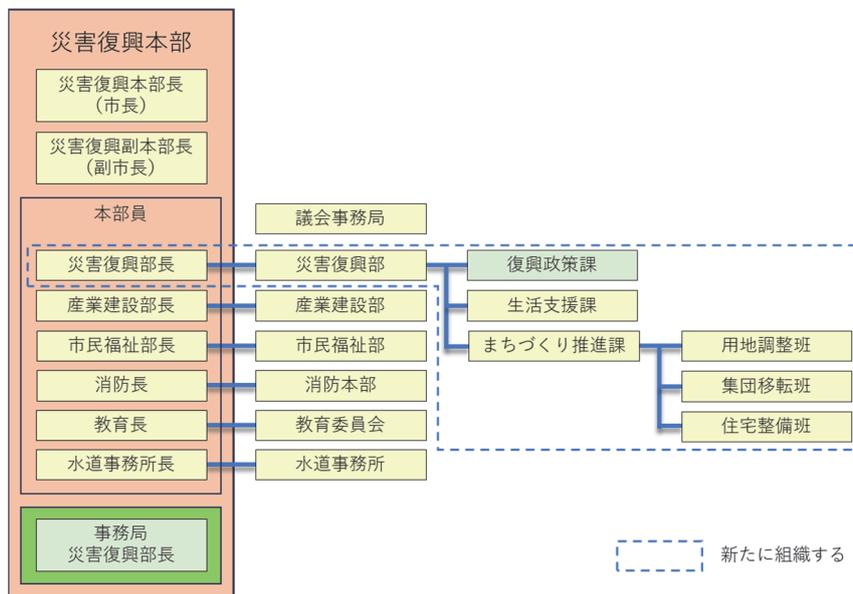
災害が発生する恐れが解消したと認めた場合、または災害応急対応の完了に伴い、災害復興本部へ引継ぎます。

＜災害対策本部から災害復興本部への移行イメージ＞



＜御坊市における初年度の災害復興本部の体制イメージ＞

初年度の災害復興本部の体制として、復興政策課、まちづくり推進課（用地調整班、集団移転班、住宅整備班）の設立や、災害による肉体的・精神的ダメージを受けた被災者に対する迅速かつ総合的な支援のため、被災者の生活支援を目的とした生活支援課を応急復旧期の段階で組織することを検討します。



3. 分野別復興プロセス

ここでは、「復旧・復興ハンドブック」（令和3（2021）年3月、内閣府）を踏まえ、復旧・復興対策として特に発災後の比較的早い時期から着手すべき「復興に関連する応急対応」及び復興施策全般に係る「計画的復興への条件整備」と、被災地の復旧・復興の大きな目標であり、本計画で3つの基本方針として掲げた、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」を含む、5つの分野に分けて取組を示します。

本計画で示す分野別の復興プロセスは、被害が甚大な地域を想定したものであり、被害の状況や地域の特性によって、復興のプロセスは異なります。

（1）復興に関連する応急対応

1) 被災状況等の把握

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
1・1・1	1-1-1-1	応急対応のための被害調査	総務課、税務課、防災対策課、都市建設課	○			
			建築物被害、都市基盤施設被害、人的被害等の状況を把握する。公有地及び民間所有地の利用可能な空地进行調査し、確保する。				
1・1・2	1-1-1-2	二次災害の拡大防止に関する調査	総務課、財政課、防災対策課、都市建設課、教育委員会	○	○		
			被害の拡大や二次災害防止のために各種危険度判定により危険箇所を把握し、避難の指示・勧告、立入禁止措置など危険性の周知、警戒避難体制の整備を行うとともに、健康や環境汚染、衛生状況の悪化による健康被害の発生を防止する。				
1・1・3	1-1-1-3	法制度の適用に関する調査	防災対策課、社会福祉課	○	○	○	○
			災害救助法や被災者生活再建支援法など、適用可能な申請に必要な情報の記録、書類の作成を行う。				
1・1・4	1-1-1-4	すまいと暮らしの再建に関する調査	総務課、税務課、防災対策課、農林水産課、都市建設課、消防、教育委員会	○	○		
			被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査を速やかに実施する。被災者からの申請に応じ、り災証明書を遅滞なく交付する。				

2) 災害廃棄物等の処理

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
1・2・1	1-1-2-1	被災家屋の解体、堆積物の撤去	環境衛生課 災害廃棄物の処理が遅延しないよう、早期に処理体制を構築するとともに、仮置場や処理施設等を確保する。	○	○	○	
1・2・2	1-1-2-2	災害廃棄物等の処理	防災対策課、環境衛生課 大量の廃棄物が発生する場合、災害廃棄物発生量の推計、仮置場の確保・運営、処理体制の構築、廃棄物処理施設の復旧、処理方針・処理実行計画の作成、災害廃棄物処理の実施、環境対策の徹底について実施し体制の構築・処理を実施する。	○	○	○	○
1・2・3	1-1-2-3	し尿処理	環境衛生課 県や民間事業者等と連携し、し尿処理の体制を構築するとともに、仮設トイレ等も含めし尿処理を行う。	○	○		

(2) 計画的復興への条件整備

1) 復興体制の整備

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
2・1・1	1-2-1-1	復興本部の設置	企画課、総務課、防災対策課、社会福祉課、住宅対策課 市は、復興対策を計画的かつ円滑、迅速に実施するために、復興本部を設置し、復興本部会議を運営する。	○	○	○	○
2・1・2	1-2-1-2	復興本部と関係機関の連携	企画課、総務課、防災対策課 県は、各市町村における被害状況をとりまとめ、応援職員の配置等の広域的な調整を行う。国、県、市の役割分担を踏まえ、各機関が連携・調整を図りつつ復興対策を推進する。	○	○	○	○

2) 復興計画の作成

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
2・2・1	1-2-2-1	復興計画作成体制	企画課、防災対策課、都市建設課	○	○	○	
			復興計画策定のための庁内組織を設置するとともに、復興関連分野の専門家が参画する委員会その他、県や周辺市町等との連携を図る場として連絡協議会を設置する。				
2・2・2	1-2-2-2	復興方針の検討	企画課、防災対策課	○			
			各計画や県の復興方針等と調整を行ったうえ、復興計画の基本理念、復興の目標、復興の方向性を復興方針として示す。				
2・2・3	1-2-2-3	復興計画の作成	企画課、防災対策課	○	○		
			被災後に復興対策を迅速かつ効果的に実施するため、復興計画を速やかに策定し、関係者や市民等に周知し、関係者の合意形成を図る。				

3) 広報・相談対応の実施

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
2・3・1	1-2-3-1	広報	企画課	○	○	○	○
			復興に係る行政の方針や具体の施策に係る情報のほか、被災地域の生活関連情報等、輻輳する各種の情報を整理し、迅速かつ的確に提供する。				
2・3・2	1-2-3-2	相談・各種申請の受付	総務課、防災対策課、社会福祉課、健康福祉課、介護福祉課、教育委員会	○	○	○	○
			行政が相談窓口を設け、被災者からの相談に応じ、生活の再建と安定を支援する。各種申請等の受付を被災者等の負担を軽減しつつ、効率的に実施するため、申請に必要な手続き・書類等の簡素化、上記相談窓口との連携を図る。				

4) 金融・財政面の措置

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
2・4・1	1-2-4-1	金融・財政面の 緊急措置	財政課	○	○	○	○
			既存金融制度による融資、既存制度の拡充と特別融資制度の創設、各金融機関に対する円滑な融資及び既貸付金の条件緩和などを要請する。また、早期に被害額を推計し、被害額を参考に緊急融資等の需要を踏まえ、それを賄うために必要な金融面の措置を実施する。加えて、都市機能の応急復旧や生活再建支援などの早急に行うべき事業の予算化を図る。その後の通常の予算においても、震災対策・復興対策を最重要課題として位置付け、予算編成を行う。				
2・4・2	1-2-4-2	復興財源の確保	財政課、防災対策課	○	○	○	○
			公共施設の被害情報を激甚法に定める事項にしたがい迅速に調査して国に報告し、激甚災害の指定が受けられるように努め、復旧・復興事業にかかる財政援助措置が受けられるようにする。				
2・4・3	1-2-4-3	復興基金の設立	財政課	○	○	○	○
			既存の復興施策を補完し、被災者の救済及び自立支援のため、被災地域の総合的な復興対策を長期的、安定的、機動的に進めるため、復興基金を設立する。				

(3) 命を守るまちづくり

1) 公共土木施設等の災害復旧

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
3・1・1	2-2-1-1	災害復旧	防災対策課、都市建設課	○	○	○	○
			被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けて一連の手続きを定める。				
3・1・2	2-2-1-2	土砂災害対策	都市建設課	○	○	○	○
			土砂災害の発生による被災箇所の復旧と、再度災害の発生を防止するための砂防設備・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設の整備を図り、周辺居住者への安全性の確保、あるいは道路、鉄道等の寸断を防止する。また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、未指定の場合は県や周辺市町と協力し宅地造成等工事規制区域を早期かつ適切に設定する。				
3・1・3	2-2-1-3	山地災害対策	都市建設課	○	○	○	○
			山地における災害の発生による被災箇所の復旧と、再度災害の発生を防止するための治山施設の整備を図り、周辺居住者への安全性の確保、あるいは道路、鉄道等の寸断を防止する。また、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、未指定の場合は県や周辺市町と協力し宅地造成等工事規制区域を早期かつ適切に設定する。				
3・1・4	2-2-1-4	洪水対策	都市建設課	○	○		
			被災した河川施設の災害復旧を図るとともに、被災箇所以外も含めた河道の整備、調整施設や放水施設の整備等を状況に適応した方法で行う。				
3・1・5	2-2-1-5	津波高潮対策	都市建設課	○	○	○	○
			被災した海岸施設や漁港施設等の復旧及び整備を図るとともに、関係機関と連携し、防潮堤や河川堤防・水門等の高潮対策施設の整備を進める。				
3・1・6	2-2-1-6	防災活動体制の強化	総務課、防災対策課、環境衛生課、 都市建設課	○	○	○	○
			施設管理や観測、避難等のソフト対策を行い、防災活動体制の強化を図る。				

2) 安全な市街地・公共施設整備

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
3・2・1	2-2-2-1	復興防災まちづくり方針の作成	防災対策課	○	○	○	
			再度の被害を受けにくい集落・市街地として計画的に整備し、災害に強い地域社会を形成していくための将来ビジョンを示した復興防災まちづくり方針を作成する。				
3・2・2	2-2-2-2	基盤未整備地域の整備	農林水産課、都市建設課	○	○	○	○
			被災地の街区等の基盤が未整備の場合、市街地の面的整備、道路等基盤整備により災害に強い市街地の形成を図り、併せて、良好な住環境の整備を図る。被災市街地や被災集落の一部を改善する場合、特に漁村地域においては漁業集落環境整備事業等により、集落道、生活環境施設の整備を行う。また、一般に住宅密集地域は、市街地火災の危険性も高いため、延焼防止対策を併せて推進する。				
3・2・3	2-2-2-3	災害危険区域等の設定	都市建設課	○	○	○	
			将来的に被災危険の高い地域等においては、災害危険区域等の設定（建築基準法第39条）による建物の建築制限や構造上の規制により、被害の軽減を図るとともに、水害対応や耐震・防火建築を推進するための諸制度の活用を図りながら、危険区域等に現存する建築物に対する耐災性強化を図る。				
3・2・4	2-2-2-4	宅地・公共施設の移転・嵩上げ	財政課、農林水産課、都市建設課、 教育委員会			○	○
			被害を受けた集落・市街地等を、高台や内陸部など安全な地域に移転するため、防災集団移転促進事業等の事業を活用しながら実施する。				

3) 都市基盤施設の復興

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
3・3・1	2-2-3-1	道路・交通基盤 の復興	企画課、都市建設課	○	○	○	○
			迅速な復旧を図るとともに、被害による防災上の課題が明らかになった場合には、原形復旧のみならず耐震性の強化をはじめ必要な復興事業を行う。				
3・3・2	2-2-3-2	港湾の復興	企画課、農林水産課、都市建設課	○	○	○	○
			港湾・漁港施設が被害を受けた場合、迅速にその被害状況を把握し、復旧・復興方針を策定して、復旧・復興事業を推進する。				
3・3・3	2-2-3-3	公園・緑地等の 復興	商工振興課、都市建設課	○	○	○	○
			災害に強い都市づくりの視点に基づき、既存公園の復旧事業を進める。また、防災拠点としての公園施設の拡充・整備を図る。				
3・3・4	2-2-3-4	ライフライン施 設の復興	都市建設課、水道事務所、下水道事 務所	○	○	○	○
			各事業者が連携し、ライフライン施設の被害調査を行い、早期復旧・復興を図るとともに、災害に強いライフライン施設を整備する。				

4) 文化の継承

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
3・4・1	2-2-4-1	文化財等への対 応	教育委員会	○	○	○	○
			文化財の被害調査等を行い、保護、復旧を図るとともに、社会教育施設の復旧・再建を図る。				
3・4・2	2-2-4-2	災害記憶の継承	教育委員会	○	○	○	○
			災害への備えの大切さを次世代に伝え、再び災害を被らないようにするため、災害の恐ろしさと教訓、記録等を正しく後世に継承する。				

(4) 暮らしやすさを高めるまちづくり

1) 緊急の住宅確保

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
4・1・1	2-1-1-1	被災住宅の応急 修理対策	都市建設課	○	○		
			災害救助法により、住宅の応急修理に対し支援する。また、被災者が自力で実施する応急修理に対する更なる支援策を検討する。				
4・1・2	2-1-1-2	一時提供住宅の 供給	住宅対策課	○	○		
			災害により住宅に被害を受けた被災者に対して、公営住宅等を災害時の一時使用住宅として提供する。				
4・1・3	2-1-1-3	応急的な住宅の 供給計画の検討	財政課、商工振興課、都市建設課、 住宅対策課	○	○		
			住宅被害戸数を把握し、避難所等での実態調査を踏まえ、応急的な住宅の必要戸数を算出した後、住宅被害戸数の詳細調査、応急的な住宅への申込状況等も勘案のうえ必要戸数を補正、決定する。				
4・1・4	2-1-1-4	応急仮設住宅の 建設	財政課、都市建設課、住宅対策課	○	○	○	
			応急的な住宅の供給計画に基づき、建設可能用地を確保し、県による応急仮設住宅建設を推進する。				
4・1・5	2-1-1-5	入居者の募集・ 選定と入居後の サポート	総務課、社会福祉課、健康福祉課、 介護福祉課、住宅対策課	○	○	○	
			入居者の募集・選定を行う。また、健康維持や精神面のケアなど、入居者の生活支援を積極的に行う。				
4・1・6	2-1-1-6	利用の長期化・ 解消への措置	都市建設課、住宅対策課			○	○
			応急仮設住宅の利用の長期化により生じた空き住戸の適切な利用を促す。また、入居者が恒久的な住宅に移行できるよう支援する。				

2) 恒久住宅の供給・再建

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
4・2・1	2-1-2-1	住宅供給に関する基本計画の作成	防災対策課、都市建設課、住宅対策課	○	○	○	
			応急仮設住宅の早期解消及び生活の再建を図るため、住宅供給に関する基本計画を作成する。				
4・2・2	2-1-2-2	公営住宅の供給	住宅対策課	○	○	○	○
			自力で住宅を再建できない世帯に対し、災害公営住宅を供給するとともに、入居者の募集・選定を行う。				
4・2・3	2-1-2-3	住宅補修・再建資金の支援	財政課、都市建設課	○	○	○	○
			被災者生活再建支援金の支給や生活福祉資金等の貸し付けを行い、生活再建を支援する。住宅補修や再建資金に係る相談所を開設する。				
4・2・4	2-1-2-4	既存不適格建築物対策	都市建設課	○	○		
			既存不適格建築物については、従前居住者の意向を踏まえつつ、良好な住環境の形成と住宅再建のバランスを勘案しながら、建築基準法の法的範囲の弾力的な運用、建築協定の積極的な運用、共同化・協調化支援など適切な措置を講じる。				
4・2・5	2-1-2-5	被災マンションの再建支援	都市建設課	○	○		
			被災したマンション等の再建は、建設資金の確保、既存不適格建築物、住人の合意形成などの問題解決を支援する。				
4・2・6	2-1-2-6	その他各種対策	都市建設課	○	○		
			住宅復興に関する情報提供や人的支援、住宅供給等に係る住宅建設業者の確保など、被災者の住宅確保を支援する。				

3) 雇用の維持・確保

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
4・3・1	2-1-3-1	雇用状況の調査	商工振興課、農林水産課	○	○		
			迅速かつ的確な雇用対策を展開するため、被災直後に、迅速に雇用状況調査を行うとともに、その後も定期的に雇用状況を把握する。				
4・3・2	2-1-3-2	雇用の維持	商工振興課、農林水産課	○	○	○	○
			雇用調整助成金の活用等により、被災事業所等の雇用の維持を図る。				
4・3・3	2-1-3-3	離職者の生活・ 再就職支援	社会福祉課、商工振興課	○	○	○	○
			就労の場を失い、生活に必要な資金に困窮している被災者へ経済的支援を実施するとともに、就労の場を失った者に対する再就職あっ旋等の支援を行う。				

4) 被災者への経済的支援

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
4・4・1	2-1-4-1	給付金等	企画課、財政課、社会福祉課、商工振興課	○	○	○	○
			被災状況に応じ、災害弔慰金や災害障害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給する。				
4・4・2	2-1-4-2	各種減免猶予等	税務課、社会福祉課	○	○	○	○
			経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対しては、地方税の減免・徴収猶予・期限の延長や、公共料金の減免などの措置を行う。				
4・4・3	2-1-4-3	義援金	財政課、市民課、社会福祉課	○	○	○	○
			義援金の受付窓口を設置し、募集を行う。義援金配分委員会の決定に従い、義援金を支給する。				

5) 公的サービス等の回復

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
4・5・1	2-1-5-1	公共施設の復旧	企画課、財政課 施設等の被災状況等を把握し、機能維持に向けての再建築のあり方等を決定するとともに、早期復旧に向け取り組む。	○	○		
4・5・2	2-1-5-2	医療・保健対策	健康福祉課 新たな医療ニーズに対応できるよう、仮設診療所等の設置を検討する。健康相談やメンタルヘルスケア事業等を実施し、健康維持に関する支援を行う。	○	○	○	○
4・5・3	2-1-5-3	福祉対策	財政課、社会福祉課、健康福祉課、 介護福祉課 福祉需要の動向を把握し、福祉施設の早期復旧と福祉人材の確保等を図る。また、新たに福祉サービスを必要とする被災者に対する情報提供に努める。	○	○	○	○
4・5・4	2-1-5-4	メンタルヘルス ケアの充実	総務課、社会福祉課、健康福祉課、 教育委員会 被災者の健康回復・精神的な安定を図るため、健康管理や精神的ケアを行う。	○	○	○	○
4・5・5	2-1-5-5	学校の再開	教育委員会 被災した児童・生徒の教育の確保を図るため、教育施設の復旧を図るとともに、被災児童・生徒の授業料の減免や教科書等の供与等を支援する。	○	○	○	
4・5・6	2-1-5-6	ボランティアと の連携	総務課、財政課、防災対策課、社会 福祉課 ボランティアが機能を十分に発揮できるよう、行政とボランティアとの連携体制を確立する。	○	○	○	○

(5) 産業を守るまちづくり

1) 情報収集・提供・相談

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
5・1・1	2-3-1-1	資金需要の把握	商工振興課、農林水産課、都市建設課	○	○		
			産業・経済の復興施策を決定するため、直接被害または間接被害を受けている被災事業者及び被災額に関する調査を行い、再建のための資金需要等を把握する。				
5・1・2	2-3-1-2	各種融資制度の周知・経営相談	商工振興課、農林水産課	○	○	○	
			融資制度についての情報を事業者や各種団体に周知し、活用を促進する。また、事業再建に関する情報を提供するなど、事業者の経営相談に応じる。				
5・1・3	2-3-1-3	物流の安定・取引等のあっ旋等	企画課、財政課	○	○	○	○
			利用可能な物流ルートに関する情報を提供し、販売・流通経路の回復を図る。また、新たな発注先や販路を開拓するなど取引先をあっ旋する。				

2) 中小企業等の再建

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
5・2・1	2-3-2-1	中小企業再建資金の貸付等	商工振興課	○	○	○	○
			一時的に再開・再建資金の確保が困難化している事業主に対し、現行制度資金の円滑な活用、緊急資金制度の創設などにより自力再開・再建を支援する。				
5・2・2	2-3-2-2	事業の場の確保	商工振興課、都市建設課	○	○	○	○
			地場産業等の集積地域、小売市場・商店街等が極めて激甚な被害を受けた場合、事業の場の確保を支援する。				
5・2・3	2-3-2-3	観光振興	商工振興課	○	○	○	○
			観光施設の早期再建とともに、観光資源の開発や観光客誘致を行い、観光振興の推進を図る。				

3) 農林漁業の再建

No.	国	施策項目	部署 (御坊市)	緊急 対応期	応急 復旧期	本格 復旧・ 復興 始動期	本格 復興期
5・3・1	2-3-3-1	農林漁業再建資 金の貸付等	農林水産課 農地等の再建や経営の安定、再開のため、融資制度の活用促進を 図る。	○	○	○	
5・3・2	2-3-3-2	農林漁業基盤等 の再建	農林水産課 災害復旧事業等により、被災した農林漁業用施設の復旧、再建支 援策を講じる。	○	○	○	○

第5章 復興事前準備

1. 復興事前準備とは

「復興事前準備」とは、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備しておくことをいいます。

取組は、御坊市都市計画マスタープランと本計画との目標年次設定の関係から、南海トラフ巨大地震を想定し、本計画策定後10年間を目標期間（短期、中期、長期）とします。

なお、被災後に進める具体的な復興対策の手順や進め方を記した「復興時行動マニュアル」等を本計画策定後、早期に作成することとします。

事前準備期間(計画作成後10年後)



2. 分野別復興事前準備

ここでは、「復旧・復興ハンドブック」(令和3(2021)年3月、内閣府)とともに、本計画と同時策定し、平時に取組むべき事項を記載した「御坊市都市計画マスタープラン」を踏まえ、復興まちづくりのための事前準備の取組を復旧・復興対策に係る5つの分野別に分けて取組を示します。

なお、本計画で示す分野別事前復興準備は、被害が甚大な地域を想定したものであり、被害の状況や地域の特性によって、復興事前準備は異なります。

本市では、災害に強く地域活性化に向けたまちづくりとして優先的に実施する施策を以下のようにまとめました。

- あらゆる手段を駆使し、これまで以上に地籍調査の迅速化の促進
- 災害リスクが低い JR 御坊駅前、御坊 IC 周辺等において、農業振興地域の解除などを被災前に検討し、新市街地の計画を立案
- 仮設住宅用地、災害廃棄物用地など地元との事前調整の実施
- 御坊総合運動公園へのアクセス道路を被災前に整備し、周辺住民の避難
- 本市内の学校で、授業に防災教育を取り入れ次世代の防災意識の向上

(1) 復興に関連する応急対応

1) 被災状況等の把握

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
1・1・1	1-1-1-1	応急対応のための被害調査	○調査要員の確保のために、技術者等の確保・育成、登録を推進する。	総務課、税務課、都市建設課	○		
			○被害認定体制の構築や不服申立への対応方策を事前に検討・準備する。	総務課、税務課、都市建設課			
			○調査結果の処理・活用にあたり、民間調査機関や大学等との連携体制を構築しておく。また、膨大なデータ入力業務に関する外部委託可能性を検討する。	防災対策課、都市建設課、税務課			
			○被害調査にあたり、地域住民等のボランティア、郵便局員などとの連携体制を事前に検討・準備する。	防災対策課、都市建設課			
1・1・2	1-1-1-2	二次災害の拡大防止に関する調査	○調査の優先順位を決めるため、被害の予想される建物や施設について事前にリストを作成する。	防災対策課、財政課、都市建設課、教育委員会	○		
			○各種公益事業者等も参加する関係機関協議会を設置し、被害・復旧情報等の共有を図る。	防災対策課、都市建設課			
			○災害時におけるデータ利用に関する事前検討や関連する条例等の改正を検討する。	防災対策課、総務課			
1・1・3	1-1-1-3	法制度の適用に関する調査	○災害救助法で国庫負担の対象となる応急救助の程度、方法、過去の特別基準の例、諸手続きなどについて理解し、マニュアルの準備、情報の記録・申請等に関するシステム構築を行う。	防災対策課、社会福祉課	○		
1・1・4	1-1-1-4	すまいと暮らしの再建に関する調査	○災害が発生した際に住家被害認定調査及び罹災証明書の交付を円滑に進めるために、他の地方公共団体等との連携体制を構築する。地域防災計画で想定されている規模の災害が発生した場合に必要な調査員の人員規模について、平時に算出しておき、相互応援体制の構築に取り組む。	防災対策課、総務課、税務課	○		
			○平時から資機材等を用意・管理しておく。	防災対策課、都市建設課、農林水産課、教育委員会、消防			
			○住家の被害認定調査や罹災証明書の交付業務に関する手順をマニュアルとして整理し、研修等によって職員に周知する。	税務課、消防			

2) 災害廃棄物等の処理

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
1・2・1	1-1-2-1	被災家屋の解体、堆積物の撤去	○搬入券の発行や運用に係る事務処理マニュアルを作成する。また、公費解体について、受付に至る手続きやルール化を定めておくなど、受付体制を検討する。	環境衛生課		○	
1・2・2	1-1-2-2	災害廃棄物等の処理	○災害廃棄物処理についての事前検討を行い、災害廃棄物処理計画で、役割分担等を明確にするとともに、事業継続性や受援の観点から必要な事項を取りまとめておく。	環境衛生課		○	
			○処理計画に基づき、廃棄物の収集・運搬、災害廃棄物の仮置場の確保・運営、中間処理施設（破碎・選別施設、焼却処理施設）の活用・新規設置、最終処分場等の可能用地の事前検討、広域的な連携・協力体制の構築を実施する。	環境衛生課			
			○平常時使用している隣接する地方公共団体の最終処分場等の廃棄物処理施設の利用の可能性について事前に協議を行うとともに、受援方法について検討する。	環境衛生課			
			○アスベスト対策の必要な建物の事前調査、あるいは発災後の早期調査リストを準備する。	環境衛生課			
			○PCB、水銀、鉛等の適正処理が困難な廃棄物を所持している事業者等を事前に調査し、リストを作成する。	環境衛生課			
			○実効性を高めるため、災害廃棄物対策に関する訓練や人材育成等を行う。	環境衛生課、防災対策課			
1・2・3	1-1-2-3	し尿処理	○近隣市町、関係団体、県等と連携し、し尿処理に係る課題の共有と体制構築を図る。	環境衛生課		○	

(2) 計画的復興への条件整備

1) 復興体制の整備

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
2・1・1	1-2-1-1	復興本部 の設置	○復興計画策定、仮設住宅、義援金配分、災害時のマスコミ対応等、既存部課の分掌事務にない復興関連業務の担当部課を明確にしておく。	防災対策課、総務課、企画課、住宅対策課、社会福祉課	○		
			○復興対策を進めるうえでの根拠として、復興対策の基本理念や考え方、復興本部の設置に係る事項、生活等の復興に係る事項などを示す復興条例を制定しておく。	防災対策課、総務課			
2・1・2	1-2-1-2	復興本部 と関係機 関の連携	○復興課等を新設する場合、設置場所を検討しておく。	総務課	○		
			○復興対策を推進する場合の分掌事務と、担当する部課名及び担当者名を事前に確認しておく。	防災対策課、総務課			
			○周辺市町との連携については、相互応援協定を締結している団体だけではなく広域市町村圏間の連携を図る。	防災対策課、企画課			

2) 復興計画の作成

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
2・2・1	1-2-2-1	復興計画 作成体制	○復興計画を策定にあたり、学識経験者等から構成される委員会等を検討する。 ・委員会の構成人数 ・委員となる学識経験者の分野及び候補者 ・委員会での検討内容など	防災対策課、都市建設課、企画課	○		
			○復興計画をはじめ、復興に係る県の方針や具体の施策に係る情報の他、被災地域の生活関連情報等を迅速かつ的確に市民に提供する方法を検討する。	防災対策課、都市建設課、企画課			
2・2・2	1-2-2-2	復興方針 の検討	○事前復興計画の復興方針をふまえ、市街地の復旧・復興の方向や方針を決定する基準を事前に検討しておくことと、復興地区区分についても地域住民の意向をはじめ、地域の実情に応じ検討する。	防災対策課、企画課		○	
2・2・3	1-2-2-3	復興計画 の作成	○御坊市事前復興計画に位置付けられた、発災前に対応しておくべき事業を計画化し、これにより防災及び発災後の復興の迅速化、適切化を図る。	防災対策課、企画課	○		
			○復興計画を策定する際に必要となる地域の人口、産業、都市施設等に関する基礎的データを収集・整理し、緊急時における計画策定に活用できるように整備しておく。	防災対策課、企画課			
			○具体的な計画を策定するために必要となる地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等のデータの整備・保存並びにバックアップを行う。	防災対策課、企画課			

3) 広報・相談対応の実施

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
2・3・1	1-2-3-1	広報	○特例措置及び新しい制度が創設された場合の情報提供体制についての事前検討を行う。	企画課	○		
			○広報の媒体に関する事前検討とインターネットによる広報体制の整備。	企画課			
			○被災者の避難先の把握・情報共有について、郵便局との協定締結を検討する。	企画課			
			○パンフレット・臨時広報誌等の印刷物について、避難所への食料・物資配布ルートを活用、自治会等を活用した配付等を計画する。	企画課			
			○新聞、テレビ、ラジオ、CATV、インターネット等の情報を提供するメディアを検討し、必要に応じて協定等を結ぶ。	企画課			
2・3・2	1-2-3-2	相談・各種申請の受付	1) 災害発生時の窓口開設の事前検討	総務課、防災対策課	○		
			○臨時相談窓口開設のための手続き等についての事前整理を行う。				
			○相談窓口業務を実施する職員の人数や配置を事前に検討する。	総務課、防災対策課			
			2) 相談内容の予測と対応方法の検討	総務課、防災対策課			
			○災害復興時における相談内容の想定を行い、それに対する対応方法を検討する。				
			3) 人材確保策の検討	総務課、社会福祉課、健康福祉課、介護福祉課、教育委員会			
			○ソーシャルワーカー・ホームヘルパー等の専門人材の育成と確保策を検討する。				
○関係団体（弁護士会・医師会・まちづくりコンサルタント・ボランティア団体等）との連携体制の確立及び情報共有に関する事前協議を実施する。	総務課、健康福祉課、防災対策課						
○各種施策のニーズに関する地域の特性を把握し、対象者に応じた相談体制等を検討する。	総務課、防災対策課						
○相談所では実施する施策だけでなく、県や国、関係機関が実施する施策に関する相談も数多く発生するため、国、都道府県との連携方法を定めておく。	総務課、防災対策課						

4) 金融・財政面の措置

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
2・4・1	1-2-4-1	金融・財政面の緊急措置	○各種財政需要ごとに担当部局を明確にし、予算編成の資料として取りまとめる順を定めておく。	財政課	○		
			○財務会計システムが機能しなくなった場合、システムの回復を図るに当たって、どのシステムを優先させるか、全庁的合意を得ておく。	財政課			
2・4・2	1-2-4-2	復興財源の確保	○活用可能な補助事業や特例の特性を十分に把握し、効果的に国の補助事業・特例を活用する。	財政課、防災対策課	○		
			○国の支援を要望すべきことが予め予想される特例措置については、関係部局で検討を行っておく。	財政課			
2・4・3	1-2-4-3	復興基金の設立	○復興基金の設立方法と復興基金を用いた施策の内容を予め検討しておく。	財政課		○	
			○財団法人の設立について、財団の組織、内部規定等の雛型を予め検討しておく。	財政課			

(3) 命を守るまちづくり

1) 公共土木施設等の災害復旧

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
3・1・1	2-2-1-1	災害復旧	○迅速な被災状況の把握や円滑かつ的確な災害対応を実施するため、応援協定締結団体と連絡を密にするとともに、訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図る。	都市建設課、防災対策課			○
3・1・2	2-2-1-2	土砂災害対策	○協定の実効性を確保するため、平時から協定団体が保有する資機材を把握するとともに、土砂災害に係る業務の講習会や研修により、職員のスキルアップを図る。	都市建設課		○	
3・1・3	2-2-1-3	山地災害対策	○速やかに災害復旧計画が作成できるよう、平時から人材の育成を図るとともに、土砂災害に係る業務の講習会や研修により、職員のスキルアップを図る。	都市建設課		○	
3・1・4	2-2-1-4	洪水対策	○小規模河川は、浸水などによる家屋への被害を解消するため、計画的な河川改修を進めるとともに、訓練等を実施し、災害対応能力の向上を図る。	都市建設課			○
3・1・5	2-2-1-5	津波高潮対策	○防潮堤や河川護岸、排水ポンプ等の既存の施設の維持管理を徹底し、老朽化や耐力低下が見られる場合は、適正な補強を行い、計画レベルの機能を保持できるように努める。	都市建設課			○
3・1・6	2-2-1-6	防災活動体制の強化	○被害発生後に周辺住民の避難体制の整備を速やかに検討し、それをサポートするための観測システム・予警報システムの検討及びその整備を行うとともに、住民及び関係機関へ迅速に伝達するため、監視体制及び情報伝達体制の整備を行う。	防災対策課、都市建設課、総務課			
			○地域住民自身による組織的な防災活動を推進するため、自主防災組織づくりと、育成・強化とともに、災害リスクが高いエリアの住民の確実な組織への加入を促進する。 ・町内合、自治会への呼びかけ ・説明会実施 ・役員名簿作成、提出依頼	防災対策課、環境衛生課		○	

2) 安全な市街地・公共施設整備

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
3・2・1	2-2-2-1	復興防災まちづくり方針の作成	○事前復興計画で位置付けられた各地域別の復興方針に基づき、地域住民に理解を得ながら地域別の事前復興まちづくりを推進する。	防災対策課	○		
3・2・2	2-2-2-2	基盤未整備地域の整備	○災害リスクが低い JR 御坊駅前について、都市的土地利用の活用に向け、農業振興地域農用地のあり方について関係機関と協議を進めるとともに、「(仮称)御坊駅前整備基本構想」を策定し、整備に向けた基本方針ならびに都市計画制度の活用方法について検討する。	都市建設課、農林水産課	○		
			○JR 道成寺駅前及び JR 御坊駅までの農業振興地域の解除と併せて、主に若者居住を誘導する受け皿となる住宅地の計画的な開発誘導を検討する。	都市建設課			
			○御坊 IC 周辺の農業振興地域の指定解除とともに都市計画区域等の指定とあわせて有事に活用可能となる土地利用計画と規制を検討する。	都市建設課			
			○特に木造家屋が密集する御坊地域の既存市街地において、防火・準防火地域など法的な規制誘導の導入検討や外構部の防火対策を推進する。	都市建設課			
			○耐震診断の実施や耐震補強など、既存建築物の耐震化の補助支援策などについて、情報提供し啓発を推進する。	都市建設課			
			○御坊総合運動公園へのアクセス道路整備のための計画及び設計を実施する。	都市建設課			
3・2・3	2-2-2-3	災害危険区域等の設定	○ハザードマップから、危険であると予測された地域の居住者が居住地の危険を認識できるように図り、被災発生時において居住者が災害危険区域の設定に関する理解を得やすいようにしておく。	都市建設課			○
			○想定される災害発生時に被災する可能性のある区域への建築行為の規制等を行い、被害の拡大を防止すると共に、災害防止施設の整備を図る。	都市建設課			

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
3・2・4	2-2-2-4	宅地・公共施設の移転・嵩上げ	○地籍調査の早期完了を推進するとともに、地籍データを常に最新の状態に更新しておく。	農林水産課	○		
			○公共施設については、ハザードマップ等を活用し、被災が予想される箇所からの移転先を事前に検討する。	財政課、教育委員会			
			○住宅移転をする場合の移転候補地について、事前復興計画で示された位置を中心に、具体的な場所を事前に検討するとともに、民間の土地であれば事前交渉を行う。	財政課、都市建設課			

3) 都市基盤施設の復興

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
3・3・1	2-2-3-1	道路・交通基盤の復興	○復旧・復興を見据えた迅速かつ効率的な道路啓開作業が行えるよう、都市計画マスタープラン、事前復興計画の内容をふまえ、国、県及び関係機関と連携・調整し、道路啓開計画の実効性の確保を図る。	企画課、都市建設課			○
3・3・2	2-2-3-2	港湾の復興	○港湾管理者である県と連携し、施設の適切な維持管理や老朽化や耐力低下が見られる場合には、適切な補強を行い、計画レベルの機能を保持できるよう取り組む。	企画課、都市建設課、農林水産課			○
3・3・3	2-2-3-3	公園・緑地等の復興	○応急仮設住宅建設用地や災害ボランティアセンター設置用地等を確保できる防災公園の整備を検討する。	都市建設課、商工振興課		○	
3・3・4	2-2-3-4	ライフライン施設の復興	○ライフライン施設の埋設状況等を、本市及びライフライン事業者で共有し、連携の強化を図る。また、応急復旧マニュアルの作成や水道施設台帳の整備等を図る。	都市建設課、水道事務所、下水道事務所		○	

4) 文化の継承

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
3・4・1	2-2-4-1	文化財等への対応	○復旧の優先度、展示品の仮保管場所の確保等を定めておくとともに、国による助成の要請等を検討しておく。	教育委員会			
			○文化財の復旧に際し、文化庁及び他の自治体の職員の調査協力を依頼するための事前協議等を行っておく。	教育委員会		○	
			○文化財の復旧にあたり、定めるべき事項についての事前検討を行っておく。	教育委員会			
3・4・2	2-2-4-2	災害記憶の継承	○災害時の混乱した状況下におけるデータや資料の紛失や散逸を避けるため、貴重なデータや資料の整理・保管等についての体制を構築する。	教育委員会			
			○本市内の学校において、授業で防災教育を取り入れるなど、次世代を担う学童への防災意識の向上を図る。	教育委員会		○	

(4) 暮らしやすさを高めるまちづくり

1) 緊急の住宅確保

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
4・1・1	2-1-1-1	被災住宅の 応急修 理対策	○災害救助法に基づき、住宅の応急修理の対象となる住宅について、具体的に「どの範囲」まで「どのような仕様」で応急修理を行うのかを事前に検討する。	都市建設課	○		
			○建設業協会等と協定を結ぶ等、応急修理にあたる建設業者を迅速に確保する態勢を整える。応急危険度判定・被災度区分判定等と連動した迅速な施工を図るための標準化等について検討し、事前に業界団体等と協議、協定を行う。	都市建設課			
			○災害救助法による住宅の応急修理の対象とならない住宅に関する支援策（利子補給等）の検討を行う。	都市建設課			
4・1・2	2-1-1-2	一時提供 住宅の供 給	○公営住宅等への一時入居対策の供給可能量把握が迅速に行えるよう、定期的に公営住宅等の空家状況を把握する、あるいは発災後、迅速に情報把握が可能となるよう、各事業主体と協議しておく。	住宅対策課	○		
			○他の地方公共団体の公営住宅等への一時入居を迅速に実施できるように、公営住宅等の提供の要請方法等について事前に協議を行う。	住宅対策課			
			○高齢者・障害者が入居する際の配慮や、浴槽や風呂釜のない公営住宅等入居時の支援方法について検討する。	住宅対策課			
4・1・3	2-1-1-3	応急的な 住宅の供 給計画の 検討	○被害想定等を参考に、被災した際の応急的な住宅（一時提供住宅・応急仮設住宅）の供給戸数の算出方法を検討する。特に、被災世帯の年齢・家族構成等を勘案した計画策定の方法、データの把握方法などについて検討する。	都市建設課、住宅対策課	○		

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
4・1・3	2-1-1-3	応急的な住宅の供給計画の検討	○応急仮設住宅建設のために土地の形状やライフライン敷設の状況等について調査しておく。これら用地については、建設時に近隣住民との摩擦を避けるために建設予定地を公表し、近隣住民の理解を得ておく。また、これらの情報についてGISを活用して災害時に迅速に利用できるようにする。	都市建設課、住宅対策課			
			○空地やグラウンド、農地等オープンスペースとして利用されている民有地で一定の条件にある場合は、災害時において借上げ利用することについて、制度をあらかじめ準備し、事前に協定等を結んでおく。	都市建設課、財政課、商工振興課			
			○民間賃貸住宅を借上げ、応急仮設住宅として提供するために、民間賃貸住宅の借上げ基準を事前に作成する。	財政課、都市建設課			
			○災害発生時において、御坊市が民間賃貸住宅を優先的に確保できるよう、「災害時の民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定等について（平成24年4月27日厚生労働省、国土交通省）」を参考とし、事前に業界団体等と協議、協定等を行う。また、業界団体等から定期的に民間賃貸住宅の空家状況に関する情報を把握しておく。	財政課、都市建設課			
4・1・4	2-1-1-4	応急仮設住宅の建設	○応急仮設住宅の建設候補地について、事前復興計画の方針をもとにGIS等を活用しデータを更新し、恒常的に把握する。	都市建設課			
			○一定規模以上の民有地について、借上げのシステムを事前に検討し、所有者との協議を進め、合意形成がなされたものについては利用協定を締結するなどを検討する。	財政課、都市建設課			
			○地方公共団体と業界等において用地を事前点検することにより、建設予定地の進入路の状況、土地の高低差、ライフラインの敷設、周囲の環境等の諸条件を把握する。	都市建設課			

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期	
4・1・4	2-1-1-4	応急仮設住宅の建設	○事前に関係建設業者等と応急仮設住宅建設への協力について協定等を行う。	都市建設課				
			○資材を御坊市や市内企業等と分担して備蓄しておく。	都市建設課				
			○応急仮設住宅の建設基準案の作成などについて事前に関係建設業者等の協力を得て検討する。	都市建設課				
			○応急仮設住宅地における自治活動などのための集会所の設置基準などを事前に検討する。	都市建設課				○
			○応急仮設住宅は、建設後も、改修・管理経費の捻出、管理人員の確保に加え、入居者からの苦情への対応といった各種管理上の対応に関する体制および費用負担等の検討を行う。	都市建設課、住宅対策課				
4・1・5	2-1-1-5	入居者の募集・選定と入居後のサポート	○入居者の募集体制の検討を行う。	住宅対策課				
			○入居者の選定基準案の作成を行う。	住宅対策課				
			○各種生活支援メニューの検討、支援体制の検討を行う。	社会福祉課、健康福祉課、介護福祉課				○
			○ボランティア、NPO 団体との平常時からの連携した活動への取組みを行う。	総務課、社会福祉課				
4・1・6	2-1-1-6	利用の長期化・解消への措置	○被災者のニーズ把握や住み替えに困難な課題を把握するための、住宅再建等にかかる実態調査や意向調査項目等を検討する。	都市建設課、住宅対策課	○			

2) 恒久住宅の供給・再建

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
4・2・1	2-1-2-1	住宅供給に関する基本計画の作成	○事前復興計画で算出した恒久的な住宅の供給可能戸数、必要戸数について、さらなる正確な住民意向や原単位をもとに再度算出する。	防災対策課、都市建設課	○		
			○公営住宅等の被災状況調査の調査票案を作成する。	住宅対策課、都市建設課			
			○撤去、補修・補強の基準案を事前に検討する。	都市建設課			
			○GIS、3D都市モデルの整備及び活用方策を検討する。	都市建設課			
4・2・2	2-1-2-2	公営住宅の供給	○公営住宅に関する入居資格、選定基準等の事務要綱を作成する。	住宅対策課	○		
			○迅速な住宅供給を実施するために、特定優良賃貸住宅等に関する入居資格、選定基準等の事務要綱を作成する。また、平常時から特定優良賃貸住宅等に関する制度の広報を積極的に実施し、周知する。	住宅対策課			
4・2・3	2-1-2-3	住宅補修・再建資金の支援	○住宅再建資金の貸付事業概要をまとめた説明用パンフレットの原案、あるいは一覧表を作成しておく。	都市建設課	○		
			○地方公共団体が独自に実施する支援措置を検討する。	財政課、都市建設課			
4・2・4	2-1-2-4	既存不適格建築物対策	○既存不適格建築物の現況調査を行う。	都市建設課			○
			○既存不適格建築物対策案を作成する。	都市建設課			
			○GIS、3D都市モデルの整備及び活用方策を検討する。	都市建設課			
4・2・5	2-1-2-5	被災マンションの再建支援	○マンション管理組合について、平常時からの管理活動を活性化する。	都市建設課			○
			○マンションの再建に関わるアドバイザーの養成及びアドバイザーの派遣に係る仕組み・協定などを検討・整備する。	都市建設課			
			○マンション再建に必要な支援制度を実施するための条例等の整備に関する検討を行う。	都市建設課			
4・2・6	2-1-2-6	その他各種対策	○被災後に早期に借地・借家関係のデータを収集・推計する方法を検討する。	都市建設課			○
			○住宅・まちづくりの専門家登録・派遣制度を検討・準備する。	都市建設課			

3) 雇用の維持・確保

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
4・3・1	2-1-3-1	雇用状況 の調査	○雇用状況調査（ヒアリング調査及びアンケート調査）を行う際のサンプリング方法について、事前に検討し、調査方針を定めておく。	商工振興課、農 林水産課		○	
			○公的機関での雇用状況に関する情報の共有化について事前に検討し、情報体系を構築しておく。	商工振興課、農 林水産課			
4・3・2	2-1-3-2	雇用の維 持	○雇用調整助成金センター(臨時窓口)の設置に当たっての事務処理に関する国との事前協議を行う。	商工振興課、農 林水産課		○	
			○臨時窓口の開設方法や臨時事務職員の確保等に関する自治体間の事前協議を行う。	商工振興課、農 林水産課			
			○事務処理方法についてのマニュアル化を行う。	商工振興課、農 林水産課			
4・3・3	2-1-3-3	離職者の 生活・再 就職支援	○離職者に対して、離職者支援制度の迅速かつ的確に周知するための体制等について、事前に検討し整備しておく。	商工振興課			
			○再就職が困難な中高年に対する失業給付後の生活支援策や雇用保険制度の対象外となる自営業者や被保険者期間が規定に満たない者等の生活安定方策を検討しておく。	商工振興課、社 会福祉課			
			○中高年齢者といった特定の年齢層の再就職を対象とした重点的な支援策について検討しておく。	商工振興課、社 会福祉課		○	
			○被災離職者の円滑な再就職を促進するため、求人と求職の適合性に留意し被災離職者に対しきめ細やかな職業のあっ旋を行える体制を検討しておく。	商工振興課			
			○公共職業安定所との情報の共有化について事前協議を行う。	商工振興課			

4) 被災者への経済的支援

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
4・4・1	2-1-4-1	給付金等	○災害弔慰金等の円滑な支給のため、被災者の状況等についての情報の共有化及び連絡・連携体制に関する近隣自治体間での事前協議を検討する。	財政課、社会福祉課	○		
			○支給対象者となる死者や障害を受けた者の把握方法と調査内容を事前に検討する。	社会福祉課			
			○迅速な見舞金の支給が行えるよう、想定される被害状況に対して適切な支給方法を事前に検討する。	財政課、社会福祉課			
			○各種生活再建用資金についての周知徹底及び災害発生時の広報について事前に検討する。	企画課、財政課、社会福祉課			
			○貸付の際の条件の緩和措置を検討する。	財政課、社会福祉課、商工振興課			
			○法制度等に基づく資金の貸付における返済能力が低い被災者等に対し、各種生活再建用資金以外の経済的支援措置を事前に検討する。	財政課、社会福祉課、商工振興課			
4・4・2	2-1-4-2	各種減免 猶予等	○災害に関する市税等の特例措置（減免等）について、県等と連携し周知・広報を行う。	税務課、社会福祉課	○		
4・4・3	2-1-4-3	義援金	○義援金配分委員会を設置するための要綱の整備を事前に行っておく。	社会福祉課、財政課	○		
			○マイナンバーカード等を使った支給対象者及び数回にわたる義援金配分状況を整理するためのデータベースを整備し、発災当初からこのデータベースにより配分状況の管理ができるようにしておく。	財政課、社会福祉課、市民課			
			○義援金については、義援金の配分を世帯単位か世帯構成人数を考慮するか等の配分の公平性の問題や、義援金を送る側に特定の地方公共団体の被災者を支援するという意向がある場合の対応等のさまざまな課題に対し、適切な義援金配分ルールを事前に検討する。	財政課、社会福祉課			

5) 公的サービス等の回復

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
4・5・1	2-1-5-1	公共施設 の復旧	○各施設の優先的な再建事業の実施に関して、関係部局・関係機関等と事前協議を行うとともに、事業の手続きの簡略化等に関して事前に検討しておく。	財政課	○		
			○施設新設の際の財源、用地、人材の確保等の方法について定める。代替施設についても検討する。	財政課			
			○民間施設の復旧に関する事業手法（適用事業、助成金額、国への支援要請方法等）を検討する。	財政課、企画課			
4・5・2	2-1-5-2	医療・保 健対策	○仮設診療所の運営（設置場所・診療科目・医師の配置等）に関する地元医師会等との事前協議を行う。	健康福祉課	○		
			○公立医療施設の再建支援策を検討する。	健康福祉課			
			○民間医療機関への再建支援のための助成方策（適用事業、助成金額、資金の使途、期間等）についての事前検討を行う。	健康福祉課			
4・5・3	2-1-5-3	福祉対策	○地域の福祉需要動向等の継続的な調査・把握体制を事前に構築する。	社会福祉課、健康福祉課、介護福祉課	○		
			○新たな社会福祉施設の建設可能地の事前選考を行う。	財政課、社会福祉課、健康福祉課、介護福祉課			
			○一時入所の実施について、国と協議すべき内容を整理する。また、一時保護基準について事前に検討する。	社会福祉課、健康福祉課、介護福祉課			
			○本市や近隣市町村における福祉施設の所在地、入所可能な人数を事前に把握する。	社会福祉課、健康福祉課、介護福祉課			
			○「誰も取り残さない」インクルーシブ防災の一環として、本市における介護が必要な高齢者、障害者の名前、所在地等を事前に把握する。	健康福祉課、介護福祉課			
4・5・4	2-1-5-4	メンタル ヘルスケアの充実	○こころのケアに関する相談窓口の設置、PTSDに関する事前研修の実施を行う。	健康福祉課	○		

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
4・5・4	2-1-5-4	メンタルヘルスケアの充実	○子どものこころのケアに対する体制の整備や小中学校との連携によるスクールカウンセラーの設置等、推進児童・生徒に対するこころのケア事業について事前に検討する。	社会福祉課、健康福祉課、教育委員会	○		
			○自治体職員等活動要員のためのケア体制を事前に検討する。	総務課、健康福祉課			
			○心のケア等の専門知識を持った専門家の確保・育成について実施する。	健康福祉課			
4・5・5	2-1-5-5	学校の再開	○学校施設の優先的な再建事業の実施についての関係部局・関係機関等との事前協定を締結する。	教育委員会	○		
			○再建事業の手続きの簡略化等に関する事前検討を行う。	教育委員会			
			○地域内の民間施設について被災時の教室としての利用可能性の調査、施設管理者との事前協議及び協力依頼など、代替施設の校舎としての利用について事前に検討、調整を行う。	教育委員会			
			○災害救助法による教科書等の供与手順のマニュアル化や法適用外の教科書供与に関する事前検討を行う。	教育委員会			
			○被災による転校についての国や自治体、学校等と手続きの簡略化等を含む事前協議を行う。	教育委員会			
			○入学試験等に対する柔軟対応の方策等に関する学校等との事前協議を行う。	教育委員会			
4・5・6	2-1-5-6	ボランティアとの連携	○社会福祉協議会等と連携し、ボランティア受付窓口、活動場所等の活動拠点の設置を事前に検討する。	社会福祉課、総務課	○		
			○ボランティアセンターとの連携体制を確立し、ボランティアの活動情報などを集約、管理し、ボランティアへ情報を提供する体制を事前に整備する。	社会福祉課、総務課			
			○ボランティア保険等の支援策について事前に検討する。	社会福祉課、総務課			
			○平常時から各地域でボランティアに対する市民意識の醸成を図り、ボランティア、ボランティア・コーディネータを育成する。	社会福祉課、防災対策課			

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
4・5・6	2-1-5-6	ボランティアとの連携	○ボランティア活動の長期継続化のため、登録受付、派遣の依頼、活動報告までを含めた活動フローのマニュアル化、どのような機関がどのような活動を行っているのかという情報の収集と整理、民生委員協議会等の既存の地域団体等への情報提供等の実施体制を事前に検討する。	社会福祉課、総務課		○	
			○ボランティアの活動支援の財源確保のため、寄付金の募集や助成を行うことを事前に検討する。	社会福祉課、財政課			

(5) 産業を守るまちづくり

1) 情報収集・提供・相談

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
5・1・1	2-3-1-1	資金需要の把握	○被害・復旧状況分析班の設置及び構成について事前に検討する。	商工振興課、都市建設課	○		
			○被害状況調査票のフォーマットを作成準備する。	商工振興課、都市建設課			
			○災害時に事業者の情報を迅速に入手するため、商工業・農林漁業団体等との連携を強化しておくとともに、事前に収集・整理・共有できる情報を整備する。	商工振興課、農林水産課			
			○商工会議所会員以外の事業所については、現況が把握されていないことが多いため、全ての地域内の事業者の所在地や規模等に関する情報を収集・整理する。	商工振興課			
5・1・2	2-3-1-2	各種融資制度の周知・経営相談	1) 経済復興に関わる既往制度の周知 ○融資制度等の経済復興に関わる既往の制度について、災害時に円滑に活用するため平常時から事業者へ周知する。	商工振興課	○		
			2) 貸付制度に関する都道府県、市町村担当者における情報交換 ○新規制度や個別に実施している貸付制度等に関して、国、県及び関係機関と情報交換を行い、災害発生時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようにしておく。	商工振興課			
			○事業制度の周知を図るために、事前に事業者、農地等の所有者の所在（特に市外居住者）等を把握しておく。	商工振興課、農林水産課			
5・1・3	2-3-1-3	物流の安定・取引等のあっ旋等	○物流に関する補助ルート事前検討や緊急物資輸送ルートに関する業界団体等との事前協議を行う。	企画課、財政課	○		
			○運搬のための手段（車両、船舶等）の確保に関する業界団体等との事前協定等を締結する。	企画課、財政課			
			○取引先の開拓・あっ旋等にあたり担当班を定め、企業訪問や他自治体の企業等に関する情報の収集などを行う班編制や活動内容等を検討する。	企画課、財政課			

2) 中小企業等の再建

No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
5・2・1	2-3-2-1	中小企業 再建資金 の貸付等	○災害発生時のような緊急時に、多額の貸付が可能となるような方法について金融機関と検討を行う。	商工振興課			
			○新規制度や個別に実施している貸付制度等に関し、国、県及び関係機関と情報交換を行い、災害発生時に経営者等に対して迅速な事業内容の周知ができるようにする。	商工振興課		○	
			○商工会議所会員以外の事業所については、現況が把握されていないことが多いため、全ての地域内の事業者の所在地や規模等に関する情報を収集・整理する。	商工振興課			
5・2・2	2-3-2-2	事業の場 の確保	○共同仮設工場・店舗等を設置する団体に対して指導を行う支援チームの編成及びその活動内容等に関する事前検討を行う。	商工振興課			○
			○仮設営業基盤について仮設住宅同様、建設用地の事前選定、建設用資材の事前準備等について検討する。	商工振興課、都 市建設課			
5・2・3	2-3-2-3	観光振興	○資源把握・開発の方策及び支援体制について、県及び関係団体等と検討するとともに、被災後の新たな観光資源の開発に対応できるよう事前に体制強化を図る。	商工振興課			○

3) 農林漁業の再建

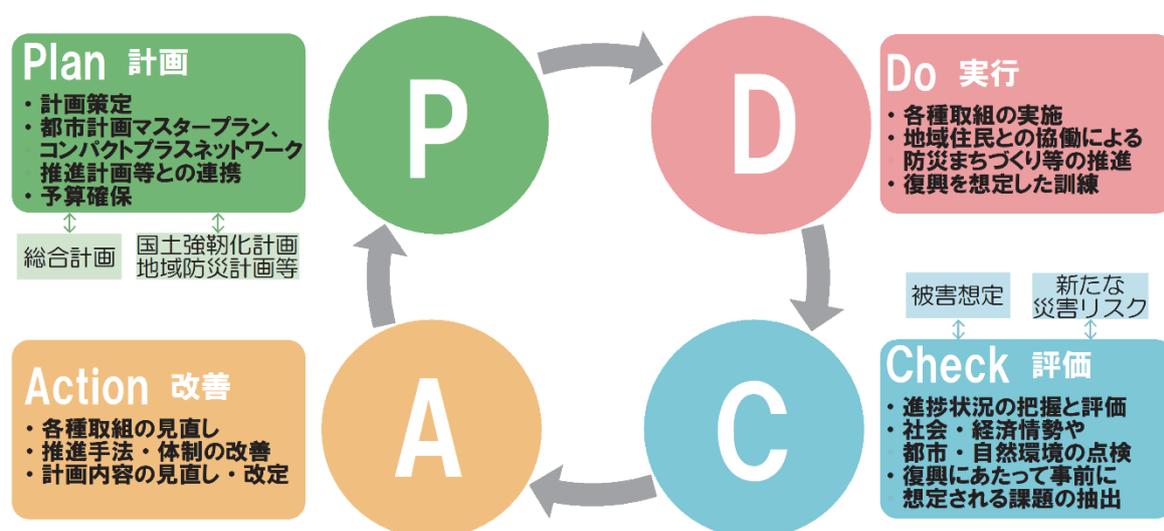
No.	国	施策項目	事前対策	部署 (御坊市)	短期	中期	長期
5・3・1	2-3-3-1	農林漁業 再建資金 の貸付等	○農林漁業施設再建のための各種助成・融資制度の設立に関する手続きを確認しておく。	農林水産課			○
			○被災後に市外の農地等の所有者に対しても、事業内容を周知するために、事前に所有者の把握を行っておく。	農林水産課			
			○農林漁業者の情報を迅速に入手するため、農協、漁協など農林漁業団体との連携体制を強化しておく。	農林水産課			
5・3・2	2-3-3-2	農林漁業 基盤等の 再建	○農林漁業者に対して作物等の共済制度への加入を奨励する。	農林水産課			○
			○災害分類別に各種作物の生育ステージに応じた対応策の情報を遅滞なく農業者に提供できるよう、事前に農業技術資料等の整備をしておく。	農林水産課			
			○農林漁業者の情報を迅速に入手するため、農協、漁協など農林漁業団体との連携体制を強化しておく。	農林水産課			
			○想定される災害に対し、農林漁業の再建に関する公的な支援が必要であり、かつ法律・政令等で定められている被災農林漁業の再建制度の対象とならない被災農林漁業者が発生すると予想される場合には、本市において事前に補完制度を創設する。	農林水産課			

第6章 復興事前準備の推進に向けて

1. PDCAサイクルの推進

御坊市事前復興計画をより精度・実効性の高い計画とするためには、気候変化や技術革新など社会経済情勢の変化、人口増減、防護施設等の整備方針の決定、大規模なまちの変容、地域住民の行動変容や意向など、本市内外を取り巻く状況の変化に応じ、定期的に本計画の見直しを行います。

本計画の基本目標に掲げる“みんなで助けあい・守りきるふるさと御坊（案）”を目指し、PDCAサイクルの活用による計画の進行管理を行います。



2. 評価検証の実施

短期（令和6（2026）年度～令和8（2026）年度）・中期（令和9（2027）年度～令和12（2030）年度）・長期（令和13（2031）年度～令和15（2033）年度）の各期末に評価検証を実施するとともに、想定する災害や被害想定などの変更により本計画に影響が出る場合には、必要な見直し又は改定を実施することで、効果的な取組の推進を図ります。



今後に向けて

本市は、南海トラフ巨大地震で想定されている震源域に近く、津波の到達が早いことに加え、人口や都市機能の集積が著しい市街地が河口に面していることから、大規模な被害が想定されています。そのため、津波被災後の復旧・復興をいち早く実現するためには、この自然災害への事前の備えが急務であることから、「御坊市事前復興計画」を策定しました。

「御坊市地域防災計画（令和4年度修正）」では、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的としたもので、被害の抑制（防災・減災）、主に災害発生後の初動・応急・復旧までの対応を示しています。一方、本計画は、法定計画ではないものの、大規模な災害が発生したことを想定し、復興の姿を事前に検討しておくものです。そのため、被災時の上水の確保や遺体の安置場所などの検討は事前に行っておくべきものではありませんが、本計画ではなく地域防災計画に記載することとし、本計画は復興時の土地利用の目指すべきあり方とそれに係る検討を行ったものです。

また、事前復興は、市民、自主防災組織や地元企業等の理解と協力が不可欠です。来る大震災の襲来に備え、市民へ説明し、ニーズを把握し、十分な事前準備を円滑に進めていく必要があります。そのため、**本計画の策定は、本計画は今後の事前復興まちづくりの「たたき台」となるものです。**

今後は、この「たたき台」をベースに、地域や自治会単位などの懇談会で事前復興まちづくりのあり方を改めて検討するなど丁寧かつ継続的に行っていく予定です。これらの懇談会等の意見をはじめ、今後の新しい知見や技術をふまえ、本計画がより具体的で実効性ある「事前復興計画」へ発展していくものと捉えています。

本計画で想定されているような大災害が未来永劫起こらないことを願いつつも、本計画で示された事前に取り組む施策項目を直ちに具体的に実行、行動へ移し、万全の準備を進めていきます。

最後に、本計画策定に当たり、熱心なご議論をいただいた復興計画策定委員会の委員のみなさまをはじめ、復興まちづくりに関する意向調査にご協力いただいた計画対象区域のみなさまや住民説明会に参加していただいたみなさま、また、パブリックコメントでご意見を寄せていただいたみなさまに対し、改めて感謝の意を表します。



御坊市事前復興計画 令和6年3月

問合せ:御坊市役所 市民福祉部 防災対策課

住 所:〒644-8686 和歌山県御坊市菌 350 番地

TEL:0738-23-5528

FAX: 0738-52-7036



御坊市
事前復興計画